

令和6年4月26日

令和6年度第1回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和6年度第1回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育長の職務に専念する義務の免除について
- 第2号 松本市社会教育委員の委嘱について【非公開】
- 第3号 松本市教育文化センター専門委員の委嘱について【非公開】
- 第4号 令和6年度教育委員会各課重点目標について
- 第5号 松本市学校給食センター再整備基本計画(案)の策定について【非公開】

[報告]

- 第1号 令和5年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について
- 第2号 松本市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について
- 第3号 松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員の委嘱について
- 第4号 令和6年度の学級編制等について
- 第5号 台湾高雄市との小学生交流事業について
- 第6号 姉妹都市スイス・グリンデルワルト村中学生ホームステイ派遣事業について
- 第7号 松本市立波田小学校長寿命化改良事業第1期工事について【非公開】
- 第8号 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について
- 第9号 窪田空穂記念館運営委員会委員の委嘱について

[周知]

- 1 令和6年度博物館パスポートの配布について

[その他]

議案第 1 号

松本市教育長の職務に専念する義務の免除について

1 趣旨

松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条及び松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条に基づき、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要があるため、教育長の職務に専念する義務の免除に関し協議するものです。

2 条例第2条第1号及び第2号関係

- (1) 第2号に該当するもの
人間ドック

3 規則第2条関係

- (1) 第1号に該当するもの
松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会 教育長
- (2) 第2号に該当するもの
ア 長野県公文書審議会 委員
イ 新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会 構成員
- (3) 第3号に該当するもの
ア 一般財団法人松本市芸術文化振興財団 副理事長
イ Mウイング管理組合 副理事長
- (4) 第4号に該当するもの
ア 松本地区保護司候補者検討協議会 委員
イ 信州大学教育学部教員養成連携協議会（教育課程連携協議会） 委員
ウ 松商学園高等学校スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会 委員

4 根拠法令

別紙のとおり

担当 教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980



○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成27年3月13日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、松本市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

令和4年4月28日

教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成27年条例第7号)第2条第3号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務を免除される場合)

第2条 教育長があらかじめ教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 教育長が職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (2) 教育長が国又は他の地方公共団体において規則又は規程に基づいて設置された委員会、審議会等の構成員としての職務遂行のため当該委員会、審議会等の業務に従事する場合
- (3) 教育長が市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役職員の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- (4) 教育長が国、他の地方公共団体又は市の業務と関連を有する団体の事業又は事務に従事する場合
- (5) 教育長が市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し講演等を行う場合
- (6) その他特別の理由がある場合

附 則

この規則は、令和4年4月28日から施行する。

| |
|----------|
| 教育委員会資料 |
| 6. 4. 26 |
| 教育政策課 |

議案第 4 号

令和6年度教育委員会各課重点目標について

1 趣旨

令和6年度における教育委員会各課重点目標について協議するものです。

2 令和6年度教育委員会各課重点目標

別冊のとおり

3 今後の予定

各課が設定した重点目標は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年市議会9月定例会に提出する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」における主要点検項目に位置付けるとともに、第3次教育振興基本計画の各分野・各方針の「施策の方向性」に沿ったものに努めることとします。これにより、第3次教育振興基本計画の進捗管理を併せて行います。

なお、取組結果は、今年度末の教育委員会において報告します。

| | |
|----|---------|
| 担当 | 教育政策課 |
| 課長 | 小西 えみ |
| 電話 | 33-3980 |



令和6年度 教育委員会各課重点目標

| | | |
|-----|-------------|-----|
| I | 教育政策課 | 1 |
| II | 学校教育課 | 4 |
| III | 学校給食課 | 8 |
| IV | 生涯学習課・中央公民館 | 1 1 |
| V | 中央図書館 | 1 4 |
| VI | 文化財課 | 1 7 |
| VII | 博物館 | 1 9 |

松本市教育委員会

令和6年度事務事業の概要

課名： 教育政策課

1 事務事業の概要

教育行政の総合的な企画・調整を行い、第3次教育振興基本計画の施策の方向性に沿った事業を部局横断的に関係各課と連携を図りながら進めます。多様な教育的ニーズに応えるべく、社会の変化に対応したこれからの教育のあり方を見定め、「子どもが主人公 学都松本のシンカ」の実現に繋がります。また、庁内関係課との連携のみならず、広く市民と協働しながら事業を実施し、その成果を広く発信していきます。

2 令和6年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

| | |
|--|--|
| (1) リーディングスクールMatsumoto サポート事業(継続) (Leading school) | 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実 |
| <p>ア 内容 「子どもが主人公」の学校づくりに向けたシステム改革や授業改革に挑戦する小中学校をリーディングスクール(LS)として、学校の主体的な取組みを支援し、松本市における学校改革・授業改善への機運の拡大を図ります。</p> <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 「子どもが主人公」の学校づくりへの挑戦を支援するため、非常勤講師配置を4校(中山小、寿小、明善小、清水中)、研究費用助成を8校(前記校および筑摩小、鎌田中、開成中、筑摩野中)へ実施します。新たに6校(開明小、島立小、旭町中、女鳥羽中、菅野中、梓川中)をアソシエイト校とし、一定の費用助成を実施しつつ一体的に支援し、学びの改革の取組みの広がりを図ります。また、全国レベルで活躍する有識者4名をLSアドバイザーとして依頼、実践校および松本市小中学校全校への支援・助言を受けられる体制を継続します。</p> <p>(イ) 教育研修センターを中心にLSサポートチームを組織し、担当指導主事等が各校に伴走的にかかわり、研究・学校づくり推進を継続支援します。</p> <p>(ウ) 定期的にリーディングスクールが相互の情報交換を行うオンラインミーティングを開催し、各校の進捗状況を共有するとともに、学校間のネットワークの構築を図ります。</p> <p>(エ) LSラボ、LSフェスを開催し、各学校の取組みの成果を松本市の全ての学校で共有するとともに、各回においてLSアドバイザーによる講演を実施し、学校改革・授業改善の実践への歩み出しを支えます。また、LS通信「学びの風だより」、Webページでの情報発信により、実施状況の共有を図ります。</p> <p>(オ) 大学との共同研究により事業の評価検証を実施。アンケート調査と各校の取組みを踏まえた分析により成果と改善の方向を明らかにし、より効果的な事業実施のあり方を探るとともに、より多くの学校への取組みの展開を目指します。</p> | |
| (2) 教職員研修の充実(継続) | 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実 |
| <p>ア 内容 令和4年度に策定した教職員研修計画に基づき構築した松本市独自の教職員研修を実施するとともに、令和7年度に向けて研修計画の一層の充実を図ることを通して、教職員の職能の向上を図り、「子どもが主人公の学び」の実現を支えます。</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 教育政策課内に設置した教育研修センターを中心に、4年度に策定した「松本市教職員研修計画」に基づき、松本市の教職員を対象とした約70講座の研修を実施します。また、県教育委員会と連携し、県が実施する研修に松本市の教職員が参加できる体制を整備し、教職員のより豊かな学びを支えます。</p> <p>(イ) 松本市の教育課題の検討や実施研修の効果検証を行いながら教職員研修の一層の充実を目指して、講座内容、人員体制、予算規模等を検討し、令和7年度松本市教職員研修計画を策定します。</p> | |
| <p>(3) 人口定常化につなげる教育施策の推進（継続）</p> | <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>豊かな自然や少人数学級など各校の特徴を活かした魅力ある教育の展開により、特色ある学びの環境を維持し人口の定常化につなげます。</p> | |
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 安曇小中学校と中山小学校に導入した小規模特認校制度について、導入校での成果と課題を把握しながら、効果的な実施に向けた検討を進めます。</p> <p>(イ) 松本デュアルスクールについて更なる周知を図り、奈川小中学校・大野川小中学校への積極的な受け入れを継続します。また、滞在中の住まいの確保や将来的な移住へ繋げるための居住環境整備の検討など、関係各課と連携して進めます。</p> <p>(ウ) 山間地の学校（安曇小中、奈川小中、大野川小中）において、オンラインの活用などによる学校連携・自由進度学習等、新たな学びを研究し、特色ある学びを推進します。</p> | |
| <p>(4) 学都松本寺子屋事業の推進（継続）</p> | <p>1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>地域の多様な人が関わり、学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供することにより、子どもたちの学習習慣の定着や、基礎学力及び自己肯定感の向上を図ります。</p> | |
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 各種SNSを活用して周知を図り、活動の場を市内全域に広げ、令和9年度30団体の実施を目指します。令和6年度は南部地域と山間地域を重点的に新規団体の開設を進めます。（令和5年度実績10団体）</p> <p>(イ) 子どもたちの学びをバックアップする学習支援者（寺子屋先生・寺子屋サポーター）を継続的に募集し、寺子屋事業実施団体を中心に、必要とする居場所に人材を紹介します。</p> <p>(ウ) 学習支援者に対して継続的に研修を実施し、質の向上を図るとともに、支援者を拡大し、持続可能な仕組みに繋がります。</p> | |
| <p>(5) 部活動の地域移行の統括管理（新規）</p> | <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 7-3 スポーツ団体・リーダー育成の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 9-3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>令和6年2月に策定した地域移行推進計画に基づき、令和7年度末までに中学校の休日部活動を地域の活動に移行します。部局横断的な取組みを円滑に進めるために、事業全体の制度設計や進捗管理を行います。</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 地域移行検討協議会を主催し、松本市の実情に即した移行を進めます。</p> <p>(イ) 地域クラブの創設や持続可能な運営、指導者の確保等を支援するため、民間事業者のノウハウを活用し、地域クラブマネジメント業務を実施します。</p> <p>(ウ) スポーツ庁の実証事業を受託して財源を確保するとともに、関係部局の進捗状況や取組みの成果・課題を分析し、効果的な取組みを進めます。</p> | |
| <p>(6) 教育文化センター再整備事業（継続）</p> | <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実</p> <p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障</p> <p>2-5 子ども関係施設等の整備・充実</p> <p>4-1 社会教育活動の充実</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>教育文化センターを見直し、不思議を探り、持続可能な未来を切り拓く、子どもと、大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点「(仮称)学都ラボ」を目指して、再整備を進めます。新たな施設は人と人、人と学びをつなぐハブとなる事業を実施します。また、ICTを活用した学びの発信、既存施設を活用した学びや展示、連携機関や地域及び市民と連携した事業・運営を展開します。</p> | |
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 経年劣化の著しい空調設備や照明器具等を中心とした施設改修のための設計に着手します。また、工事期間中の事業実施、設備移設等対応について検討します。</p> <p>(イ) 「(仮称)学都ラボ」の目指す、多様な学びを実現するため、ICTやプログラミング学習、自由な学習環境、情報共有のためのフリースペースに対応する居室の様様替え、備品の導入等を計画します。</p> <p>(ウ) 教育文化センター運営委員会等の協議を参考に、「(仮称)学都ラボ」に資する施設の在り方、方向性を探究します。</p> | |

令和6年度事務事業の概要

課名： 学校教育課

1 事務事業の概要

「子どもが主人公・学都松本のシンカ」に向け、「絆の深化」、「学びの進化」を目指して、学校・教職員、児童生徒への支援に取り組めます。
 前年度から引き続き、学びにおけるICT活用を推進し、特にいじめ防止対策や不登校・引きこもり児童生徒に係る支援の充実を図ります。
 児童生徒がより良い環境の中で学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の長寿命化事業や改築事業を計画的に進めるとともに、設備の改修、校用・教材備品の購入等、学校環境の充実を進めます。市立特別支援学校の設立について検討を進めます。

2 令和6年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

| | |
|--|--|
| (1) いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進（継続） | 1-1 子育て支援の充実 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 |
| ア 内容 (ア) いじめ防止対策 教職員及び児童生徒の人権感覚の醸成、いじめ（SNS、スマホトラブルを含む。）や体罰のない学校づくりを進めます。 (イ) 不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援 令和4年度から5年度にかけて、不登校児童生徒が増加していることから不登校児童生徒に対する支援の骨太の方針を策定し、包括的な支援に取り組めます。 | イ 具体的な進め方等 (ア) いじめ防止対策 「いじめ・体罰等の実態調査」アンケートに自由記述欄を設けたり、GIGA端末から記入できる仕組みを用意したりすることで、子どもがより早くSOSを出せる仕組みをモデル校で試行しながら検討します。また、学校外で起きている虐待等の事案についても認知できるように、早期の対応に努めます。 (イ) 不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援 ・市全体での不登校支援の在り方についてプロジェクト会議で検討し、骨太の方針を策定して関係者で共有します。 ・オンラインを活用した不登校支援を令和6年度後半（10月）から開始できるよう、子どもとの関係づくりに取り組む専任職員の増員、教育文化センターを拠点施設としたエプソンとの連携推進などに取り組めます。 ・不登校支援アドバイザー、自立支援教員に関わる取組みとして、不登校傾向の児童生徒、家に引きこもっている児童生徒やその保護者、それぞれの状況に合った各機関への働きかけを引き続き実施します。また、上記のオンラインを活用した不登校支援に伴い、専任職員も不登校支援アドバイザーとともに学校訪問をし、引きこもり傾向の児童生徒やその保護者とのつながりを持てるような関係づくりを進めます。 ・市内中学校の実践を研究し、国・県の動向を注視しながら、学校の通常授業以外で学んだ場合の評価の在り方を研究します。 ・県が学びの多様化学校と夜間中学の機能を併せ持つオープンドアスクールの検討を始めることから、この検討会議に参加し松本市における不登校支援や学び直しの在り方を研究します。 ・県のフリースクール認証制度の開始に伴い、この運用を含め民間団体と協議する場を設定するなど連携を進めます。 ・市内全小学校で行ったスクリーニング会議を、本年度は全中学校でも行います。 |

| | |
|--|--|
| <p>(2) 特別支援教育推進事業（インクルーシブ教育推進事業）（継続）</p> | <p>1-1 子育て支援の充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>(ア) 特別支援学校から小中学校特別支援学級へ、特別支援学級から通常学級へと、適切な学びの場の見直しを進めていきます。</p> <p>(イ) インクルーシブ教育システムの構築を推進するとともに、特別支援教育の充実を図ります。</p> <p>(ウ) 令和6年4月に開設した、部局横断事業である松本市インクルーシブセンターが児童生徒に対する適切な支援ができるよう、他職種との効果的な連携を図ります。</p> <p>(エ) 市立特別支援学校設立に向けて、設立の理念を共有し、必要性を市民、学校現場と共有しながら、具体的な検討を進めます。</p> <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 学びの実態把握のため指導主事の授業参観及び指導支援会議を実施します。</p> <p>(イ) 市内全校の特別支援教育コーディネーターと指導主事との懇談を実施します。</p> <p>(ウ) こども発達支援課との連携を密にし、インクルーシブセンターに配置されたインクルーシブ教育推進員の効果的、効率的な動きをサポートするとともに、教育機関との連携に関しては積極的に関与します。</p> <p>(エ) 市立特別支援学校の設立に向けて、プロジェクトチームを設置し、年度内に市立特別支援学校設立準備室及び外部委員を含めた市立特別支援学校設立準備委員会の立ち上げ準備を進めます。</p> | |
| <p>(3) 部活動の地域クラブ活動への移行（継続）</p> | <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 7-3 スポーツ団体・リーダー育成の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 9-3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>子どもたちが自分のやりたいスポーツや文化芸術活動を楽しめる環境を構築するため、土日だけでなく平日も含めた学校部活動の地域クラブ活動への段階的な移行に取り組みます。</p> <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 新しく立ち上がった地域クラブを生徒・保護者に周知するとともに、令和7年度末からの土日の地域クラブ活動への移行について広く説明を重ね、地域で受け入れていただく土壌づくりを一層進めます。</p> <p>(イ) 地域クラブ移行に関する学校現場の理解が一層必要なことから、校長会、教頭会を中心に説明を重ね、協力を得られるように進めます。その際、教育委員会だけでなく、文化観光部やスポーツ本部とも情報を共有し、部局横断で連携を図りながら取り組みます。</p> <p>(ウ) 地域クラブ活動への移行に関わるアンケート調査を児童生徒、保護者を対象に行います。令和4年度に実施したアンケートをもとに、より実効性のある内容になるよう実施方法を検討し、実施します。</p> <p>(エ) 地域クラブ活動への移行後受け皿団体が学校施設を優先的に使えるよう整備を進めます。</p> | |
| <p>(4) 学校教育情報化推進事業（継続）</p> | <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>児童生徒の1人1台端末や学習用クラウドサービス等の基盤整備や学校内外における学びのICT活用を進めるとともに、人的支援（ICT支援員の配置等）や教職員の校務の情報化など、国の掲げる「GIGAスクール構想」に基づく教育の情報化やICT活用能力の向上に取り組みます。</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 児童生徒の1人1台端末配備(約1万9千台)や修繕対応等を進め、切れ目のないICT利用環境を目指します。</p> <p>(イ) 人的支援(ICT支援員の配置※)を継続し、ICTを活用する授業づくりや活用支援とヘルプデスク対応、このほか教職員のICT関連研修に取り組みます。 (※ ICT支援員数:4校に1名、計12名、令和9年8月まで継続配置)</p> <p>(ウ) 令和7年度中にリース期限を迎える1人1台端末について、学校や令和6年度から更新に向けた共同調達の検討を行う長野県と連携した検討を進めます。</p> <p>(エ) 校務の情報化と活用を進め、教職員の負担軽減を図ります。(統合型校務支援システム(C4th)や学校と保護者とのコミュニケーションシステム(C4th Home & School)のスマートフォンアプリを活用した「お便り」等教育情報のデジタル配信化、等)。</p> <p>(オ) 一人一台端末の「毎日の利用」を進めていますが、国の統計調査等の全国レベルと比較すると利用は低い状況です。このほか職員のICT活用に温度差があることから、引き続きICT支援員の支援による授業改善や校務の効率化等、学校の状況を把握しながら定着化を図ります。</p> | |
| <p>(5) 小中学校施設整備事業(継続)</p> | <p>1-1 子育て支援の充実 1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>教育環境の改善を図る長寿命化改良事業、改築事業、学校トイレ整備事業、学校照明整備事業など計画的に進めます。</p> <p>また、学校・保育園・児童センター等の施設整備を今後は、こども部との連携を図り、余裕教室等の施設や学校敷地を有効活用し、施設の複合化・併設化を進めます。</p> <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 長寿命化改良事業では、菅野小・梓川小で第2期の工事完了、3期工事の着手、波田小で第1期工事完了、第2期工事の着手、高綱中では第1期工事に着手します。</p> <p>(イ) 改築事業では、丸ノ内中学校の基本設計に着手し、少子化による児童生徒の減少、ゆとりある学習空間、多様化する学びに柔軟に対応でき、地域の交流の場となる学校施設となるよう進めていきます。</p> <p>(ウ) 学校トイレ整備事業では、小中学校25校で洋式化の工事が完了し、小中8校で共用多目的トイレの設置に向け実施設計を進めます。</p> <p>(エ) 本市が掲げるゼロカーボン実現プランに基づき、学校施設の照明のLED化を小中学校23校で進めていきます。</p> <p>(オ) 児童生徒が安心して過ごせる学校施設となるよう更衣室の改善を進めます。</p> | |
| <p>(6) 学校における働き方改革(継続)</p> | <p>2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>部活動の地域クラブ活動への移行をはじめ、ICTの活用や支援員の配置など、保護者や地域の理解と協力を得ながら教職員の働き方改革を進めます。</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 令和5年度までに実施した市内各校の働き方改革の好事例を紹介するなど、校長会、教頭会と連携しながら、教職員の働き方について具体的な方策について研究を進め、市内小中学校へ周知します。</p> <p>(イ) 山間小規模校を中心に県費でつかない教員業務支援員を市費で配置し、教職員の業務軽減を図ります。</p> <p>(ウ) 部活動の地域クラブ活動への移行モデルを実施する学校に対し、積極的な支援をするとともに、その他の学校においても部活動指導員の導入を進め、働き方の変化を検証します。</p> <p>(エ) 令和5年2月に策定した松本市教職員研修計画に基づき、研修の方法・頻度・時間帯を工夫した教職員が参加しやすい効果的な研修を実施します。</p> <p>(オ) 教職員の業務軽減を図るため、学校開放の対象となる施設のデジタルキー化に取り組みます。</p> | |
| <p>(7) 山間地の新たな学びの場の検討（新規）</p> | <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>山間地（安曇、大野川、奈川）の小規模な環境を生かした新たな学びのあり方の検討を庁内関係課と連携しながら、進めます。</p> | |
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 松本デュアルスクールについて、他部局と連携して住環境を中心としたトータルな政策パッケージの構築を進めます。</p> <p>(イ) 持続可能な奈川地区の在り方を引き続き検討し、奈川のPRを強化していきます。特に、自由進度学習については、指導主事が積極的にかかわり、子どもが自らの興味関心や学び方、進度を大切に生き生きと学ぶ姿を目指します。</p> <p>(ウ) 乗鞍保育園と大野川小中学校の施設統合を検討する中で、奈川同様、探究的な学びを核とした幼保小中一貫教育となるような教育システムの構築を進めます。</p> <p>(エ) 上記(イ)(ウ)については、保護者や地域の方にも理解していただくよう、学校と協力して積極的に授業公開などを進めるとともに、「大野川の学び」「奈川の学び」として動画配信するなどの方策を検討します。</p> | |

令和6年度事務事業の概要

課名：学校給食課

1 事務事業の概要

学校給食法に基づき、地産地消や季節を大切に食材の使用を進め、より安全で安心な給食の提供を目指すとともに、健康な体をつくるために大切な「食」について考える機会を設ける等、正しい食習慣が身につくように給食を通じた食育に取り組みます。また、老朽化した施設・設備の改修が早期に行えるよう、再整備に向けた取組みを進めます。

2 令和6年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

| | |
|---|---|
| (1) 学校給食センターの再整備事業（継続） | 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進 |
| <p>ア 内容</p> <p>波田（S46年開設）及び梓川（S63年同）学校給食センターをはじめとした施設の老朽化に対応するため、R4年度に策定した学校給食センター全体の「松本市学校給食センター再整備基本方針」に基づき、5つの給食センターのうち四賀を除く4つのセンターを3つのセンターに再編していくもの</p> | <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>調理能力6,000食規模の高機能中規模給食センターを新たに2か所建設し、東部センターは改修をして延命化。老朽化が著しい波田・梓川及び西部の3か所の給食センターは廃止します。</p> <p>(ア) 梓川に建設を予定している1つめの新センターの設計に取り組みます。</p> <p>(イ) 再整備基本方針に沿って、新給食センター建設に必要な基本的な事項を取りまとめた「松本市学校給食センター再整備基本計画」を令和5年度に策定したことから、基本計画に基づき要求水準書を作成し、1つ目の新センターの設計業者をプロポーザル方式により選定します。</p> <p>(ウ) 1つ目の新センター建設に向けた取組みと並行して、庁内関係各課との情報連携を強化し、2つ目の新センターの用地選定の取組みを引き続き行っていきます。</p> |
| (2) 食育の推進（継続） | 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進 |
| <p>ア 内容</p> <p>学校給食を生きた教材として活用し、第4期松本市食育推進計画のめざす姿「豊かな体験でつながる松本の食 はぐくむ すこやかな体と心」の実現を図ります。献立の充実や、学校、家庭、地域との連携により、楽しく食べる経験を通じて健やかな心と体を育みます。また、松本の郷土食や地域の食材について学び伝え、食べ物を残すことをもたないと思う気持ちを育てながら、食品ロスの削減にもつながる食育を進めます。</p> | <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 和食を中心に「主食・主菜・副菜・汁物」をバランスよく組み合わせた献立の提供や、地域食材や郷土料理を提供する「松本の日」※1の実施等により、献立を充実させます。</p> <p>具体目標として、「長野県や地域の郷土食を知っている児童生徒の割合」を小学5年生 47.7%(R元)から50%(R6)、中学2年生 65.8%(R元)から70%(R6)を目指します。※2</p> <p>(イ) 「食に関する指導の全体計画」に沿って、栄養教諭・調理員による学校訪問、給食指導や、朝食摂取の大切さについての授業等、学校と連携した食育事業を実施します。実施にあたってはタブレットを活用し、野菜の生産現場や給食調理の様子などをまとめた映像資料を使って、わかりやすく、楽しく学べ、給食に携わる人の思いも伝えられる取組みを行います。</p> |

具体目標として、「朝食を毎日食べる児童生徒の割合」を小学5年生 90%、中学2年生 85.2%(R元)から100%(R6)に近づけます。※2

学校訪問を行い、給食を食べている児童生徒の様子を観察し、直接コミュニケーションをとりながら食の大切さを伝えます。

「栄養教諭等による学校訪問を行った学校数」令和5年度33校（西部17、東部16）、令和6年度は35校（西部17、東部18）を目指します。

(ウ) 農政課、JAとの連携や生産者との情報交換による地域食材の活用や、テレビ松本・FMまつもとへの献立情報提供、献立表・食育だより、そして「きゅうしょくゆうびん」の市ホームページへの掲載を通じて、地域と連携を図ります。

(エ) SNS等を利用した献立の情報発信を検討します。

給食の献立や写真、給食にまつわる栄養教諭等のコメントを保護者に届けることで、食について親子で話をするきっかけや家庭での調理の工夫や栄養に関する知識を提供できるよう検討していきます。

※1「松本の日」：旬のものが市場に多く出回る6月から11月に月1回松本地域の地場産物や郷土食を取り入れ、児童生徒に紹介するための献立を提供する日

※2 (ア)(イ)の目標値は、「松本市総合計画（第11次基本計画）」の成果指標による。

(3) 地産地消の推進（継続）

6-1 学校給食の充実
6-2 食育の推進

ア 内容

地産地消に取り組み、安全安心な食材を使用します。

地産地消の取組みにより、梱包資材、流通コストやCO2の削減、環境へ配慮したゼロカーボンシティの取組みを推進します。

イ 具体的な進め方等

具体目標として、主要野菜15品目の長野県産食材使用割合を、令和6年度までに重量ベースで30%※1を目指します。（令和4年度29.5%、令和5年度28.4%）

(ア) 地産地消率向上のため、食材納入業者に地場産物の納入を促します。また、「松本の日」を継続して実施します。

(イ) 農政課が設置する生産者や関係団体で構成する農業にかかる課題解決プラットフォームに学校給食課も加わり、地元生産者からの食材納入拡充のための連携を進めます。

(ウ) 児童生徒が総合学習で生産した米等の農産物を給食食材として受け入れ、使用します。

(エ) 令和5年度に引き続き、松本地域産食材を使用した加工品（コロッケ等）の研究開発を進めます。

(オ) 無農薬、低農薬で作付けした農産物の使用を拡大し、環境にも配慮した安心安全な給食の提供を目指し、「環境にやさしい給食の日」※2を実施します。

※1 目標値は、「松本市総合計画（第11次基本計画）」の成果指標による。

※2「環境にやさしい給食の日」：全センターで無農薬米を主食とし、有機農法に準じて作付けした農産物や無農薬・低農薬の地元農作物を取り入れた献立を提供する日（2月に実施予定）

(4) 食物アレルギー対応食提供事業（継続）

6-1 学校給食の充実
6-2 食育の推進

ア 内容

「食物アレルギー対応マニュアル」及び「アレルギー対応食提供事業実施要綱」に沿ってアレルギー対応食を提供します。また、対応食解除につながる取組みとして、児童生徒及びその保護者に対して正しい知識の普及を進めていきます。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 新規対象者に対する学校訪問の継続及び学級担任が変更となった児童生徒への訪問を年度早期に実施します。
- (イ) より安全な対応食提供に向けて、学校でのアレルギー対応食の引渡しや確認方法などの誤食防止に係る対応が各学校で異なっていることから、「食物アレルギー対応マニュアル」の改訂を前提に、対応の統一化に向けた取組みに着手します。
- (ウ) 文科省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、より安全面を重視した原因食材の完全除去対応の提供方法変更を検討します。
- (エ) 保護者との懇談会を引き続き実施し、正しく治療が進むよう情報発信を行います。

(5) 学校給食費滞納整理（継続）

- 6-1 学校給食の充実
- 6-2 食育の推進

ア 内容

令和2年度からの学校給食費の公会計化により市が収納業務を担うことから、学校給食費の滞納整理を強化します。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 電話催告を強化し、15件/日（令和5年度は10件/日）、一斉催告を年3回（令和5年度は年1回）、臨戸による特別催告を1回増やし、年2回（年末・年度末）実施します。
- (イ) 保護者の利便性の向上や新規滞納者を増やさない取組みとして、コンビニ納付、電子決済（スマホアプリ、クレジットカード、インターネットバンキング）に対応した支払い方法を引き続き活用し、収納を行っていきます。（今年度、対応可能なスマホアプリが増えます。）
- (ウ) 就学援助費からの直接収納や、過去の滞納分を含め児童手当からの直接収納（要承諾書）を行います。
- (エ) 上記の取組みにより、過年度滞納繰越の収納率18%以上を目標とします。
滞納世帯数 395世帯（見込み）
滞納繰越額 18,500千円（見込額）（R2～R5）

公会計後の収納率（参考）

| 項目 | R2 | R3 | R4 | R5（見込み） |
|-------|--------|--------|--------|---------|
| 現年収納率 | 99.37% | 99.42% | 99.46% | 99.46% |
| 滞繰収納率 | 27.33% | 49.64% | 18.10% | 16.00% |

令和6年度事務事業の概要

生涯学習課・中央公民館

1 事務事業の概要

誰もが住みよい地域社会の創造へ向け、住民・地域団体・市民活動団体・大学・行政等の「多様な主体」がお互いの立場を越えて連携し、「自分たちの地域は自分たちで創る」という自治意識の根付いた地域を形成します。お互いの垣根を越えて理解を深めながら自治能力を高めるために、公民館等の施設整備や多様な市民の意見を反映した学習・地域活動を実践します。

さらに、自治組織の高齢化や担い手不足といった課題を解決する鍵となる、若者や子育て世代の女性、移住者等を含めた幅広い世代・立場の住民が主体的に地域活動へ参画するために、若者の居場所づくりの推進や、住民ニーズに合った公民館事業を展開します。

2 令和6年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

| | |
|--|--|
| (1) コミュニティスクール事業（継続） | 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 |
| ア 内容 (ア) 地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めるために、地域・保護者・学校等が子どもや地域に対する願いや思いを共有し、連携・協働する「コミュニティスクール事業」を全地区で推進します。 (イ) 学校の負担軽減や、地域・保護者・子ども・学校関係者のニーズにあった連携・活動を加速させるために、国制度のコミュニティ・スクールの取組みとして、令和5年度から大野川小・中学校をモデル校に、学校運営協議会(学校側)・地域学校協働本部(地域側)・地域学校協働活動推進員を設置しました。今後は、各地区の地域活性化や持続可能な地域社会形成へつなげるために、国制度を他地域へも横展開することで、これまで発見できなかった地域の人的・物的資源を掘り起こします。 イ 具体的な進め方等 (ア) これまで進めてきた松本版コミュニティスクール事業は、引き続き、地区公民館がコーディネーターを務めながら、コミュニティスクール運営委員会での話し合いを通して、地域の特性を活かした事業を展開します。 (イ) 国制度の取組みを横展開するために、大野川小・中学校での取組み結果・効果について、学校関係者(校長会幹事会)や地域関係者(地域づくりセンター長・公民館長等)と共有し、コミュニティスクール事業在り方検討会等でも議論を進めます。 その上で、取組みの核となる地域学校協働活動推進員を地域・学校・行政が連携して発掘し、令和7年度からは2校程度の新規モデル校の取組みを検討します。 | |
| (2) 子ども・若者の居場所づくりと社会参画事業（継続） | 2-2 青年期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 4-2 リカレント教育の充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-3 地域づくりの推進 |
| ア 内容 (ア) 若者が地域との関係性を構築するために、中央公民館(Mウイング)2階フリースペースや地区公民館を学習・活動スペースとして開設し、若者の居場所を確保すると共に、運営等に参画する地域住民等とも交流できる仕組みづくりを進めます。 (イ) 若者のニーズに合わせた講座やイベントを開催し、魅力のある若者の学び・交流の場づくりを進めます。 (ウ) ひきこもりの若者支援として、ひきこもりについて理解する機会の提供や居場所づくりに取り組みます。また、若者が成長し、社会で活躍できるきっかけづくりとして、関係機関と連携し、まちづくりに取組む場の提供など、若者の多様な社会参画を推進します。 | |

| | |
|--|---|
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 若者の居場所について、中央公民館2階のフリースペースは、利用者の意見等を取り入れながら、多様なニーズに対応できる居場所・環境づくりを進めます。</p> <p>(イ) 地区公民館は、既に居場所づくりの取組みを進める3地区(松南・梓川・四賀)に加え、令和6年度から若者の利用が見込まれる7地区(第三・城東・白板・庄内・島内・芳川・寿)で開設し、他の地区についても、小中学校の長期休業にあわせて、児童・生徒の居場所として施設を開放します。</p> <p>さらに、若者が地域とつながるきっかけづくりとして、公民館職員等が利用者と自然な関わりを持ちながら、「ほど良い距離感」で段階的に関係性を構築します。</p> <p>(ウ) 青少年ホームの若者の居場所づくりとして、若者向け講座のヤングスクール、コーディネーターを配置したまなびの講座等を開催します。また、若者が地域や企業に働きかけ提案を行う「松本若者会議」へ、地域づくり課ユースサポート担当と連携し、参加・協力をしながら若者の参加を促します。</p> <p>(エ) ひきこもりの若者を支援する事業として、令和5年度に引き続き、ひきこもりに関する研修会を当事者とその家族、支援者(民生児童委員等)、地域住民を対象に開催します。また、若者が自由に過ごし交流ができる場所として、毎週日曜日になんなんひろばに開設している「若者カフェ」を、ひきこもりの若者も利用ができることを周知します。</p> <p>(オ) 様々な事情によって家で過ごしている子ども・若者の居場所として、松原地区公民館・笹賀公民館に開設している「居場所支援ほっとスペース」の取組みを、学校・地域関係者等で広く共有し、今後の事業展開へつなげます。</p> <p>(カ) 二十歳の方を祝い激励し、故郷松本の良さをPRすることで、将来松本にUターンし、活躍する若者を増やすことを目的とした「ハタチの記念式典」の企画・運営を、対象者で組織する実行委員会が主体となって開催します。</p> | |
| <p>(3) ICTを活用した多様な学びとコミュニティ創出事業(継続)</p> | <p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-2 互いを認め合い学び合う教育の推進 4-1 社会教育活動の充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-3 地域づくりの推進</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>ICTの活用により、いつでも・だれでも・どこでも学ぶことができる学習の場を充実させ、多世代かつ多様な住民が主体的に学び、つながりや住民自治を育むためのコミュニティ形成へつなげます。また、デジタル社会ですべての人が活躍し続けるため、ICTの活用支援を進めます。</p> | |
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) ICTを活用した動画配信等により、公民館に出向くことなく利用できる学びの場を提供します。また、革新を続ける複雑で多様なICTの情報を収集すると共に、効果的な情報発信の方策について研究を続けます。</p> <p>(イ) デジタルデバイドの解消や災害対応(防災)及び移動支援等の住民生活課題解決にICTは有効な手段となるため、ICTの活用に向けた学習講座の開催を続けます。また、DX推進本部等と連携し、地域での人材の発掘・育成を行います。</p> | |
| <p>(4) 公民館等長寿命化事業(継続)</p> | <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>個別施設計画に基づく中間補修及び大規模改修等により、公民館等の長寿命化を図ります。当面は、設備機器(照明・トイレ)の更新をメインとする中間補修を行うこととし、施設の機能維持・回復に努めます。</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) Mウイング(中央公民館)は、令和4年度から4か年で補修(改修)するもので、本年度は主に屋根工事、サイン・外構工事、電気・機械設備工事を進めます。 また、第4期工事となる令和7年度に向けた実施設計を完了します。</p> <p>(イ) 島立公民館は実施設計を完了し、照明LED化、トイレ洋式化や屋根、外壁など施設全体の間補修を行います。</p> <p>(エ) 令和7年度に解体を予定している旧奈川公民館の解体前アスベスト調査も進めます。</p> <p>(ウ) なお、経常的な修繕については、地域づくりセンター長を教育委員会職員(館課長)に併任したことに伴い、各地区公民館で予算執行ができるようになった施設の維持管理について迅速に対応します。</p> | |
| <p>(5) 重要文化財旧松本高等学校校舎保存活用事業 (継続)</p> | <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-2 文化遺産の保存と活用</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>あがたの森文化会館として活用している重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂を適切に管理していくための保存活用計画を見直します。 課題となっている冷房設置について、文化財建造物の毀損のリスク軽減と利用者の安全性の向上の両面から検討します。</p> | |
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 重要文化財等で冷房設備を設置している先進事例を調査し、文化庁及び長野県の指導を仰ぎながら導入方法を検討します。</p> <p>(イ) 冷房設備の設置以外にも、今後10年間に見込まれる保存管理計画、防災計画、環境計画を中心に見直し、第2期計画の策定の準備をします。</p> <p>(ウ) 冷房設備が設置できるまでの間、スポットクーラーで利用者の安全に努めます。</p> | |

令和6年度事務事業の概要

課名： 中央図書館

1 事務事業の概要

図書館は、市民にとって単に本を借りるという場所だけでなく、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心を支え、多種多様な情報や学習機会を提供する生涯学習の拠点施設です。

社会の変化や市民ニーズを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努めるとともに、図書館自らが積極的に情報発信、提供を行い、新しいつながりや交流の拠点となるべく、市民の生涯を通じた学びを支える地域の情報拠点を目指します。

2 令和6年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

| | |
|---|--|
| (1) 松本市図書館未来プランに基づく事業の推進 (継続) | 4-2 リカレント教育の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 |
| <p>ア 内容 令和4年10月に策定した「松本市図書館未来プラン」に位置付けられた「施策の柱」及び「具体的な取組み」に沿って事業を推進し、基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を具現化するための取組みを推進します。</p> <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) まちづくりの中核となる市民の交流の場としての機能を強化するため、様々な機能を融合させ、市民の居場所となるような、まちなかへの図書館設置を検討します。</p> <p>(イ) 昨年度に引き続き、人と情報、情報と情報、人と人をつなぐ企画として「中央図書館トークライブ ライブラリレーまつもと」を月1回程度継続して実施します。また、「暮らしに役立つ図書館講座」として市民の生活に根差した講座を実施します。</p> <p>(ウ) 未来プランに定めた具体的な取組みに基づき、博物館・美術館・文書館とのMLA連携^{※1}を引き続き進めます。また、松本まるごと学都構想の視点から、公民館・博物館・図書館及び文化財課・文化施設と具体的な連携事業実施を検討します。</p> <p>(エ) ビジネス支援サービスを広く周知するため、仕事や企業・創業・経営などに必要な資料を集めたビジネス支援関連コーナーの積極的な広報に努めるとともに、ビジネス支援に関わるセミナーの開催を検討します。また、職員をビジネス・ライブラリアン研修に派遣します。</p> <p>(オ) 行政の課題解決に寄与するため、庁内への広報を積極的に進めるとともに、レファレンスの受付体制の整備など利便性の向上に努めます。</p> <p>(カ) 松本城三の丸エリアビジョンに基づき、三の丸エリア庁内プロジェクトチームと連携し、中央図書館が含まれる旧開智学校界隈の将来像を共有した取組みを進めていきます。</p> <p>(キ) 若者世代への広報を強化するため、年度内に動画配信などのSNSを活用した情報発信を進めます。</p> <p>(ク) 市民の利便性を高めるため、通勤通学に便利な村井駅や、地区内に分館設置がない四賀地区に、サービスポイント^{※2}の設置を検討します。</p> <p>(ケ) 毎月第4金曜日の全館休館日を利用し、令和6年度は毎月1回を目標に職員研修を実施します。また、図書館に関する講演会・研修会に職員を積極的に派遣し、職員の資質・能力の向上を図ります。</p> <p>(コ) 市民の生涯を通じた学びを支える地域の情報拠点として図書館サービスの充実を図るため、外部からアドバイザーを登用することを検討します。</p> <p>※1 博物館 (Museum)、図書館 (Library)、文書館 (Archives) の間で行われる種々の連携や協力活動 ※2 サービスポイント：蔵書管理はなく、主に図書館の予約資料の受渡しと本の返却に特化した場所</p> | |

| | |
|--|--|
| (2) 中央図書館の大規模改修（継続） | 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 |
| <p>ア 内容</p> <p>中央図書館は平成3年の開館から32年が経過し、機械設備等の老朽化、書庫の狭隘化、開架書架の耐震強化、慢性的な駐車場の不足等のハード面での課題が生じています。また、市民からは明るく開放的で複数の機能と融合した施設を望む声が多く寄せられています。居場所・交流・勉強・趣味など市民ニーズに対応できるよう、中央図書館とまちなか図書館の位置づけや機能の整理を行い、多様な空間の確保に努める必要があります。安全安心で快適な環境の整備、市民の利便性の向上のための大規模改修を行う時期を迎えています。</p> | |
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(7) 令和4年度実施の劣化度調査及び令和5年度実施のアスベスト調査を基に、まちなか図書館設置との機能整理を行ったうえで、効率的な改修計画を策定していきます。</p> <p>(1) 改修工事期間中も引き続き図書館サービスを提供する方法について検討します。</p> <p>(ウ) 改修工事期間中に合わせて導入を検討しているICタグについて、タグの種類の選定等を引き続き検討します。</p> | |
| (3) 電子図書館の導入とICTの利活用（継続） | 4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 |
| <p>ア 内容</p> <p>コロナ禍や急速に進むICT化を受け、時間や空間の制約を受けず、誰でも気軽に情報にアクセスできる図書館サービスの充実を図ります。また、市民の情報拠点として迅速かつ正確で多種多様な情報を提供できる環境の整備に努めます。</p> | |
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(7) 図書館利用者の利便性と窓口業務の効率化を図るため、10月のシステム更新に合わせ、利用者カードをスマートフォン等で表示できる機能を追加します。</p> <p>(1) 令和4年8月から参加した長野県と県内市町村による協働電子図書館事業について、利用促進に向けた広報活動や使い方講座を実施し、様々な状況により図書館への来館が困難な人や、読み上げ機能のある書籍も保有し、視覚的に障害があり読書が困難な人も読むことができる「電子書籍」を用いた電子図書館サービスを提供します。</p> <p>(ウ) ICTを活用したオンラインデータベースの増加の検討を進めます。現在9種類を令和6年度は1種類追加して10種類に増やすほか、利用者が活用できるよう周知を行います。</p> <p>(エ) 貸出・返却作業などの効率化による利用者の利便性向上を図るため、改修工事期間中に合わせて導入を検討しているICタグについて、タグの種類の選定等を引き続き検討します。</p> | |
| (4) 子どもの読書活動の推進（継続） | 1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実 2-1 学童期の遊びと学びの充実 4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 |
| <p>ア 内容</p> <p>子どもの読書活動の推進については、子どもが読書に親しめる環境づくり、子どもの読書活動の普及・啓発及び子どもと本をつなぐ人材の育成、家庭・地域・団体・学校・施設等の連携体制づくりを進めています。</p> | |

イ 具体的な進め方等

- (ア) 松本市教育振興基本計画に基づき、子どもが読書の楽しさや興味関心を高める取組みとして、保健センターと連携し、乳幼児健診時に読み聞かせしながら親子に本を届けるブックスタート、セカンドブック事業、小学校と連携し、小学校 1 年生の各学級に学級文庫として本を設置するサードブック事業を行うとともに、こどもプラザや児童館・児童センターでの出張おはなし会、学校司書との合同研修会など、関係機関と顔の見える体制づくりを行います。^{※1}
- (イ) 学都松本子ども読書活動推進委員会と連携し、豊かな心を育む自由で自発的な読書や生きる糧になる素敵な本と出合うためのきっかけ作りとなるブックリストの作成等の支援事業を進めます。令和 6 年度は子ども向けおすすめ本リストの見直しを行います。
- (ウ) 読み聞かせボランティア講座、子ども読書活動スキルアップ講座を引き続き開催し、読書活動に意欲的にかかわる人材（読み聞かせボランティア、読書推進サポーター）を養成し、図書館、地域等での活躍の機会を増やしていきます。
- (エ) 昨年度行った第 2 次学都松本子ども読書活動推進計画の評価・検証を基に、2 次計画の報告書を作成し、報告書の分析結果に基づいた効果的な子ども読書活動の推進につなげます。

※1 家庭における本に親しむ習慣を発達段階に応じて切れ目なく働きかけるため、ブックスタート（10 か月検診時）、セカンドブック（3 歳児検診時）、サードブック（市立小学校 1 年生の各学級に学級文庫を設置）事業として絵本や児童書をプレゼントするもの。

令和6年度事務事業の概要

課名： 文化財課

1 事務事業の概要

行政と市民が連携して文化財の保存活用を図り、次世代へ引き継いでいくため、松本市文化財保存活用地域計画に位置付けた各種事業を積極的に進めるとともに、その成果を市民に分かりやすく伝える講座や学習会、SNS等による情報発信を積極的に行います。

史跡松本城及び国宝松本城天守を確実に後世に守り伝えるため、歴史的遺構の復元・整備及び史跡内建造物の整備を進めます。また、今後必要となる整備事業の事業費について、庁内関係課と協力し、募金や寄付金などの新たな財源確保に取り組みます。併せて、歴史的資料の収集・保存・研究を計画的に進め、その成果を周知します。

歴史や文化を活かしたまちづくりを通じて、市民が地域に愛着や誇りを持ち、観光や産業といった経済振興にもつながるような、魅力ある地域づくりを目指します。

2 令和6年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

| | |
|--|---|
| (1) 文化財の魅力をも市民に周知し理解を深めるための情報発信（継続） | 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 |
| <p>ア 内容 様々な媒体による情報発信を通じ、文化財の魅力をも幅広い世代の市民に周知し、理解を深めます。</p> <p>イ 具体的な進め方等 (ア) FacebookとInstagramの「まつもとの文化財」の継続的な運用や、市ホームページ等により文化財の情報を幅広く発信します。また、気軽に手に取れる文化財マップを併用して幅広い世代に文化財の魅力をも伝えます。 (イ) 市内の埋蔵文化財の発掘調査成果について、現地説明会や報告会・講演会の開催に加え、YouTube等の動画配信を活用して広く周知を図ります。 (ウ) 市ホームページを通じて閲覧が可能な発掘調査報告書等について、引き続き登録の推進と周知を図り、埋蔵文化財保護の気運を高めます。 (エ) 整備が完了した特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石について、地域や関係機関と連携して魅力的な観光資源として活用されるよう、見学会などをはじめとした情報発信を図ります。 (オ) 学都推進協議会と連携して身近な文化財を学ぶ機会を提供します。 (カ) 今年度松本市が管理団体指定を受ける特別名勝及び特別天然記念物上高地については、アルプスリゾート整備本部と連携して、情報発信を図ります。</p> | |
| (2) まつもと文化遺産活用事業（継続） | 8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用 |
| <p>ア 内容 「松本市歴史文化基本構想」及び「松本市文化財保存活用地域計画」に基づき、指定・未指定にかかわらず、地域の文化財を住民が主体的に保存活用する取組みを支援します。地域の歴史文化や魅力の継承や情報発信により、地域の活性化につながるものです。 地域住民による文化財の持続的な活用を支えるため、博物館、公民館、図書館や学校とも連携して、まつもと文化遺産の周知や活動の支援を図ります。</p> <p>イ 具体的な進め方等 (ア) 「まつもと文化遺産保存活用協議会」を開催し、「まつもと文化遺産」の認定を進めるとともに、認定済みの8件に対し、引き続き補助金等の支援策を講じます。 (イ) 認定候補団体への活用策等の助言の他、ロゴマークの活用、保存活用団体の活動の情報発信等により制度の周知拡大を図ります。</p> | |

| | |
|---|---|
| (3) 史跡整備事業の推進（継続） | 8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用 |
| <p>ア 内容</p> <p>国史跡の小笠原氏城跡及び弘法山古墳について、保存活用計画及び整備基本計画の策定を経て史跡整備を行い、保存活用を図るものです。また、現地保存されている殿村遺跡の整備に向け、国史跡指定を目指します。いずれも地域住民から大切にされている文化財であり、史跡の価値等の市民周知を図りながら、地域づくりにもつながる整備を目指します。</p> | <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(7) 令和5年度に策定した整備基本計画に基づき、史跡小笠原氏城跡の整備に取り組みます。令和6年度は、林城跡（大城・小城）の石積三次元測量と、大城の支障木伐採等を実施します。</p> <p>(1) 令和2年度から5年度に実施した、史跡弘法山古墳の発掘調査成果を取りまとめ、令和7年度に調査報告書として刊行し、その後に策定する史跡保存活用計画に基礎資料として活かします。また、令和6年度は、昭和49年の発掘調査から50周年の節目として、調査成果の展示やリーフレットの改訂に取り組みます。</p> <p>(ウ) 殿村遺跡について、文化庁が作成する史跡相当の埋蔵文化財リストへの掲載を目指して価値付けの作業を進め、国史跡指定につなげます。</p> |
| (4) 史跡松本城整備事業（継続） | 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用 |
| <p>ア 内容</p> <p>史跡松本城を後世に確実に守り伝え、新たな魅力や価値を創出するため、「幕末期の松本城の姿」を可能な限り具現化する整備を計画的に推進します。実施する事業は、堀浄化対策事業（堀浚渫）、黒門・太鼓門耐震対策事業及び南・西外堀復元整備事業です。</p> | <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(7) 堀浚渫事業は、令和11年度の完了を目標に、内堀・外堀・総堀の浚渫を実施します。令和6年度から7年度は、内堀南西部を一体的な工区とし、深度で分けて実施します。</p> <p>(1) 黒門・太鼓門耐震対策基本計画に基づき、太鼓門の耐震対策工事は、令和7年度の完了を目指します。令和6年度は、二の門南側の袖堀の耐震工事及び漆喰補修工事を実施します。</p> <p>(ウ) 南・西外堀復元事業は、主管課のお城まちなみ創造本部と協力しながら、水をたたえた堀の復元に向けて、発掘調査等の調査研究を推進し、整備方針を検討します。また、復元整備によって創出される新たな空間の回遊性の向上を、三の丸エリアビジョンの実現とともに目指します。</p> |
| (5) 国宝松本城天守整備事業（継続） | 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用 |
| <p>ア 内容</p> <p>国宝松本城天守を松本の象徴として後世に守り伝え、来訪者が安全・快適に見学でき、文化財に親しむことができる整備を行います。事業内容は、天守耐震診断結果に基づく国宝松本城天守耐震対策事業と、防災設備の更新・新設を行う松本城防災設備整備事業を推進します。</p> | <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(7) 国宝松本城天守耐震対策事業は、天守及び石垣の耐震対策補強案の検討を行い、天守耐震対策基本計画の策定を目指します。</p> <p>(1) 令和6年度は、耐震補強の基礎部の構造を検討するため、天守台の発掘調査を実施し、史跡の遺構の残存状況を調査します。</p> <p>(ウ) 国宝松本城天守防災整備事業は、既存防火水槽内部の防水改修工事、溢水防止の電極設置工事及び地上式防火水槽の目隠し堀設置工事を実施します。</p> |

令和6年度事務事業の概要

課名： 博物館

1 事務事業の概要

博物館は、市域の歴史、民俗、産業、自然等の資料を収集保管し、市民の学習に供することにより、松本市の発展に寄与することを目的とする社会教育機関です。平成12年に策定した「松本まるごと博物館構想」の理念のもと、多くの世代が気軽に学習に利用できる環境を整えるため、展覧会や講座のほか、多様な情報発信を通して松本について学ぶ機会を提供し、市民の皆さんとともに学びの成果を地域の発展に活かしていきます。

また、新博物館を市民や観光客等さまざまな人が集う場として最大限活用し、市街地の回遊性の向上やにぎわい創出に繋がる施策を展開し、文化観光の推進と街づくりに寄与していきます。

2 令和6年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

| | |
|---|---|
| <p>(1) 国宝旧開智学校校舎保存活用事業と再オープン (継続)</p> | <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p> |
| <p>ア 内容 校舎の耐震対策工事、防災設備整備を行います。工事休館中は、隣接する旧司祭館のほか開智小学校等とも連携し、旧開智学校校舎の紹介展示や耐震工事に関する情報発信を行います。再オープンにあたっては展示リニューアルを実施するとともに、2つの国宝（松本城と旧開智学校校舎）のPR活動を観光部局と連携し進めます。 また、松本城三の丸エリアビジョン実現のため、周辺環境の在り方を見直していきます。</p> | |
| <p>イ 具体的な進め方等 (ア) 令和6年10月の工事竣工及び11月早期の再オープンを予定として校舎の耐震対策工事及び防災設備整備を実施します。 (イ) 耐震工事見学会や速報展を開催するとともに、開智小学校等と連携し、学都松本の象徴としての多様な情報発信に努めます。 (ウ) 三の丸エリアビジョン庁内プロジェクトチームの一員として、ビジョン実現のための施策をエリアプラットフォームや庁内関係部署と連携を図り進めます。 (エ) 観光部局による国内誘客事業委託と一体発注による、再オープンと2つの国宝を周知するPR活動を行います。また、展示内容の見直しや展示パネルの難燃化、希少資料の修理等を検討します。</p> | |
| <p>(2) 特別展・企画展の実施 (継続)</p> | <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p> |
| <p>ア 内容 年4回の特別展を開催します。大型巡回展のほか、松本の歴史や自然の素晴らしさを再発見する特別展及び関連事業を、市民団体や市民の皆さんと連携しながら開催し、松本の魅力を広く情報発信します。 また、令和6年度から5年間で、3回の特別展において、国宝や重要文化財を展示し、公開承認施設^{※1}を目指します。 ※1 公開承認施設：煩雑な手続きを踏まずに国宝や重要文化財を借用、展示できる施設のこと。承認により他館からの信用も得られる。公開承認施設になるには、下記の3つが条件。 ①5年間で3回、国宝又は重要文化財を展示して、実績を積むこと。 ②文化庁主催の国宝・重文取り扱い研修を受講すること。 ③環境測定（温湿度管理）、IPM（害虫管理）等の基準をクリアすること。</p> | |

| | |
|--|---|
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>春 収蔵品展「戸田家臣団－松本藩最後の武士団－」 松本を最も長く治めた戸田家に仕えた家臣団の多様な出自や職務、激変の時代を生きた姿などを、当館が収蔵する資料から紹介します。</p> <p>夏 テレビ松本50周年協賛特別展 「生物多様性と松本－すぐとなりにあるワンダーランド－」 松本の素晴らしい生物多様性を紹介します。テレビ松本の協力を得て、映像コンテンツを作成します。</p> <p>秋 国立科学博物館 巡回展「和食展」 ユネスコ文化遺産に登録された和食を科学的、人文的な分野から紹介。また、市内事業者と連携した松本の食についても紹介します。</p> <p>冬 特別展「春をまつ涅槃図展」(重要文化財資料借用1回目) 市民が守ってきた市内各所の様々な涅槃図や、飯田から借用する重文資料の涅槃図を一同に集め展示します。</p> | |
| <p>(3) 松本まると博物館構想の充実(継続)</p> | <p>4-2 リカレント教育の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>松本まると博物館構想推進をリードする市民学芸員制度の更なる充実のため、養成講座に継続して取り組むとともに、その活動を支援します。 また、関連団体と連携して博物館1階を拠点とした情報発信や、街のにぎわいを生む事業、多様な人々が集い文化に親しみ学習を深める事業に取組みます。</p> | |
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(7) 市民学芸員養成講座を年9回実施し、新たに市民学芸員を養成します。あわせて、現在活動する市民学芸員の学習グループの学びをサポートし、博物館まつり等の発表の場で、市民学芸員の学びを地域へ還元します。(城下町をめぐる講座の開催、犀川通船、七夕人形、旧町名等)</p> <p>(1) 常設展示市民ガイドの養成及びステップアップ講座を開催し、展示案内等の充実を図ります。城下町ジオラマ等を見学した来館者が博物館から街へ出るきっかけをつくり、市内の回遊性向上に寄与します。</p> <p>(ウ) 博物館1階エリアで、引き続き、ワークショップや、特別展の関連事業等を開催します。また、三の丸エリア関係者、指定管理者、建築芸術祭、市民団体等と連携し、街の回遊性へつなげる仕掛けや事業を実施します。</p> | |
| <p>(4) 旧市立博物館の解体事業(継続)</p> | <p>9-2 文化遺産の保存と活用</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>個別施設計画に基づき、旧博物館施設の解体を進めます。</p> | |
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(7) 解体工事に伴う史跡松本城の現状変更許可申請について、事前協議が整い次第文化庁へ申請します。</p> <p>(1) 令和7年度の解体完了を目指し、本年度は地上部建物解体に着手します。</p> | |
| <p>(5) 全国博物館大会の開催(新規)</p> | <p>4-1 社会教育活動の充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>開館1年目の節目の年に、第72回全国博物館大会を開催し、松本市立博物館の活動や松本の魅力を全国へ発信します。</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) テーマを「博物館と文化観光」とし、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげる文化観光推進に博物館が貢献すべき役割について考えます。</p> <p>(イ) 中信地区の博物館を中心とした実行委員会を組織し、主催者である日本博物館協会と協力して、フォーラム、分科会、シンポジウムを開催します。</p> <p>(ウ) 県内の博物館と連携してエクスカージョンを実施し、長野県の博物館の魅力を全国に発信する機会とします。</p> | |
| <p>(6) 博物館施設の管理運営のあり方の検討（継続）</p> | <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-2 文化遺産の保存と活用</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>本館等の指定管理のあり方の研究とデジタルチケットの導入及びデジタルアーカイブ化の研究を進めます。また、分館のあり方を総合的に見直し、各館の特性に応じた条件整備等を進めます。特に文化財建造物である分館については、適切な管理を実施する仕組みを検討します。</p> | |
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 本館の指定管理の制度設計等を検討するとともに、本館、旧開智学校校舎等観覧者の多い館へ事前購入できるデジタルチケットを導入します。</p> <p>(イ) 収蔵資料及び貴重な歴史資料等の市民への公開を目的としたデジタルアーカイブ化や近現代の映像資料の収集に向けて、文書館、図書館と共に研究を始めます。</p> <p>(ウ) 分館の観覧料の見直し・休館日変更等のための条例改正を行います。</p> <p>(エ) 分館を博物館法に基づく施設、文化財保護法等に基づく適切な保存活用が求められる建造物、その他に整理し、効果的な活用について検討します。</p> <p>(オ) 分館の事業の効果を検証して、事業の廃止・新設も含め効率的に見直します。</p> <p>(カ) 安曇資料館のあり方について、地元関係者と協議を進めます。</p> <p>(キ) 学芸員等の計画的採用と人材育成の方法について検討します。</p> | |
| <p>(7) 松本市時計博物館リニューアル事業（新規）</p> | <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信</p> |
| <p>ア 内容</p> <p>「動態展示」の強みをいかし、ほかの施設にはない独自性を継続的にアピールするため、施設の管理運営のあり方（人員体制など）と展示改修の方向性を検討します。</p> | |
| <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 令和5年度に引き続き、実施計画を計上し、具体的な施設の管理方針と展示改修の計画を行います。</p> <p>(イ) 松本まるごと博物館の主要な施設のひとつとして、外部団体と連携した特別展示を開催し、時計の魅力と館の存在意義を発信することに努めます。</p> <p>(ウ) 収蔵資料の修理計画を行い、リニューアルに向けた継続的かつ効果的な施設の管理体制を作ります。</p> <p>(エ) 時計離れが進んでいる若年層に時計の魅力を普及するため、学生を対象とした講演会または時計づくりのワークショップを開催します。</p> | |

報告第 1 号

令和5年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について

1 趣旨

子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済及び回復を図るため、子どもの権利に関する条例施行規則第12条の規定に基づき設置している、子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談状況等について報告するものです。

2 相談件数等

(1) 相談件数等

(単位：件)

| | 相談件数 | | 相談者数（延べ：人） | | | | 相談方法（延べ：件） | | | | |
|-----|------|-----|------------|-----|----|-----|------------|-----|-----|----|-----|
| | 実数 | 延べ | 子ども | 大人 | 不明 | 計 | 電話 | メール | 面談 | 手紙 | 計 |
| 3年度 | 155 | 327 | 190 | 175 | 5 | 370 | 172 | 92 | 63 | 0 | 327 |
| 4年度 | 143 | 268 | 149 | 138 | 13 | 300 | 179 | 54 | 35 | 0 | 268 |
| 5年度 | 180 | 426 | 218 | 219 | 13 | 450 | 238 | 81 | 107 | 0 | 426 |

※ 相談件数と相談者数の差は、1件の相談に複数で訪れることなどがあるためです。

(2) 相談内容（延べ）

(単位：件)

| | いじめ | 不登校 | 心身の 悩み | 交友 関係 | 教職員の 対応 | 学校の 対応 | 家族 関係 | 子育て | 虐待 | その他 | 計 |
|-----|-----|-----|-----------|----------|------------|-----------|----------|-----|----|-----|-----|
| 3年度 | 16 | 31 | 78 | 41 | 59 | 10 | 32 | 13 | 6 | 41 | 327 |
| 4年度 | 21 | 25 | 70 | 44 | 28 | 1 | 16 | 13 | 4 | 46 | 268 |
| 5年度 | 43 | 28 | 68 | 71 | 40 | 5 | 31 | 33 | 2 | 105 | 426 |

3 普及・啓発活動

| | 学校訪問 | 児童館・児童センター訪問 学習講座 普及活動 | こころの鈴 通信配付 |
|-----|-----------------|------------------------------------|---------------|
| 3年度 | 小学校 29校、私立学校 1校 | 児童センター1館(12件12人) 学習講座1回、普及活動1回 | 4回 |
| 4年度 | 高等学校 7校 | 児童センター1館(10件10人) 学習講座2回、普及活動1回 | 4回 |
| 5年度 | 訪問なし | 児童センター10館(64件67人) 学習講座1回、普及活動3回 | 4回 |

4 今後の進め方

引き続き、子どもの心に寄り添った相談対応に努めるとともに、市内小・中学校及び高等学校、児童館・児童センター等への普及・啓発活動を行いながら、教育委員会と連携して子どもの権利擁護に取り組めます。

※参考

1 経過

- | | | |
|-------|---|---|
| 平成25. | 4 | 松本市子どもの権利に関する条例施行 |
| | 7 | 子どもの権利相談室「こころの鈴」開設 |
| 平成27. | 4 | 相談室に室長を配置、土曜日の相談日を増設 市内小中学校及び高校への相談室カードの配付開始 |
| 平成28. | 8 | 市内児童館・児童センターでの出前学習会を開始 |
| 平成29. | 4 | 子どもの権利擁護委員(教育分野)を1名増員 |
| 令和元. | 6 | 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート結果報告書作成 |

2 相談室の概要

- | | | |
|----------|---------------------------|---------------------|
| (1) 相談日 | 月曜日から木曜日及び土曜日 | 13時から18時まで |
| | 金曜日 | 13時から20時まで |
| (2) 相談方法 | 電話、メール、面談等(必要に応じ、出張相談も実施) | |
| (3) 職員体制 | 子どもの権利擁護委員 | 3名(弁護士、大学教授、元小中学校長) |
| | 子どもの権利相談室 相談室長 | 1名 |
| | 子どもの権利相談室 調査相談員 | 3名 |

| | |
|----|---------|
| 担当 | こども育成課 |
| 課長 | 塚田 喜代志 |
| 電話 | 34-3291 |

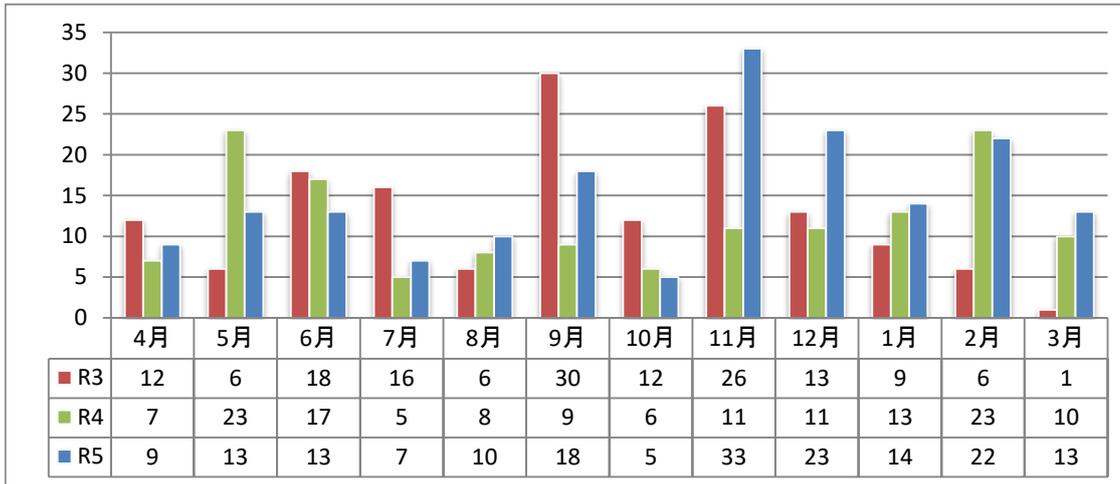
令和3年度・令和4年度・令和5年度 相談状況

(令和6年3月31日 現在)

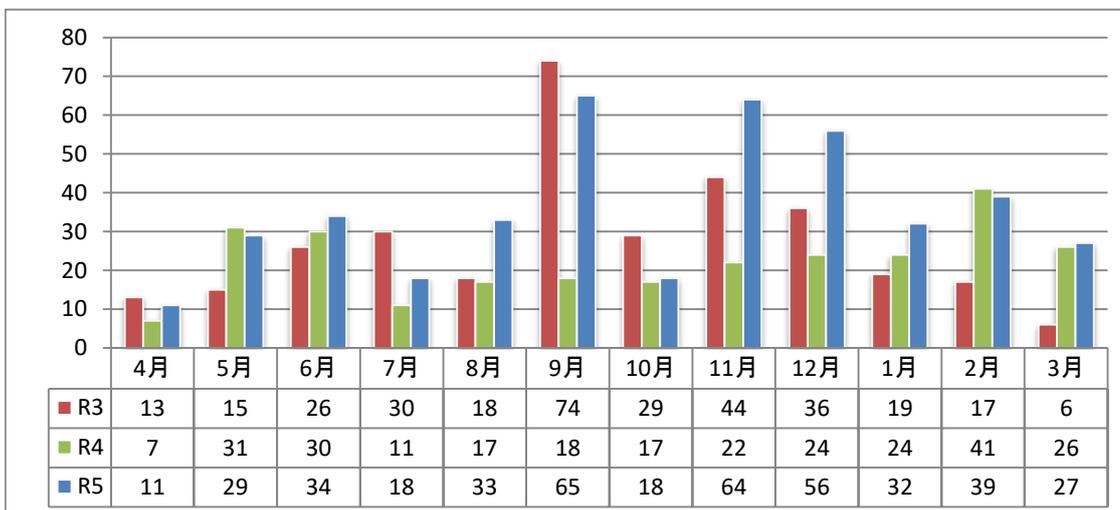
●相談件数

| 年度 | 実数 | 延べ |
|-------|-----|-----|
| 令和3年度 | 155 | 327 |
| 令和4年度 | 143 | 268 |
| 令和5年度 | 180 | 426 |

●月別相談件数(実数)

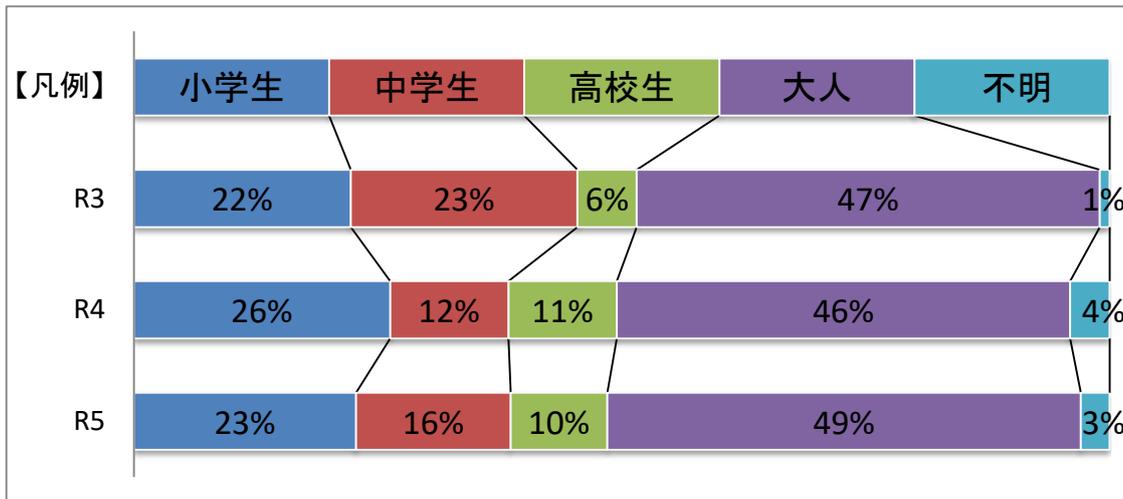


●月別相談件数(延べ)



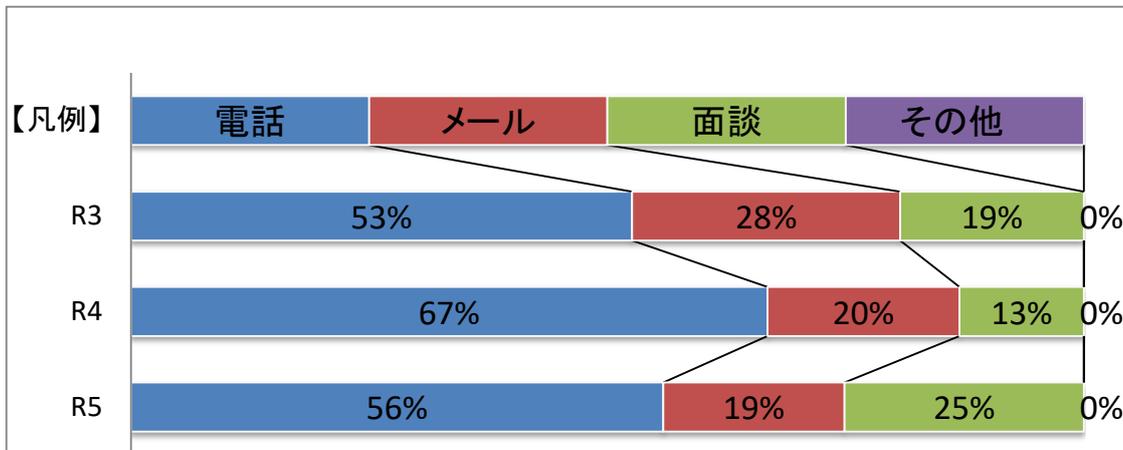
●相談者数(延べ)

| 年度 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 大人 | 不明 | 計 |
|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| R3 | 81 | 85 | 24 | 175 | 5 | 370 |
| R4 | 79 | 36 | 34 | 138 | 13 | 300 |
| R5 | 102 | 71 | 45 | 219 | 13 | 450 |



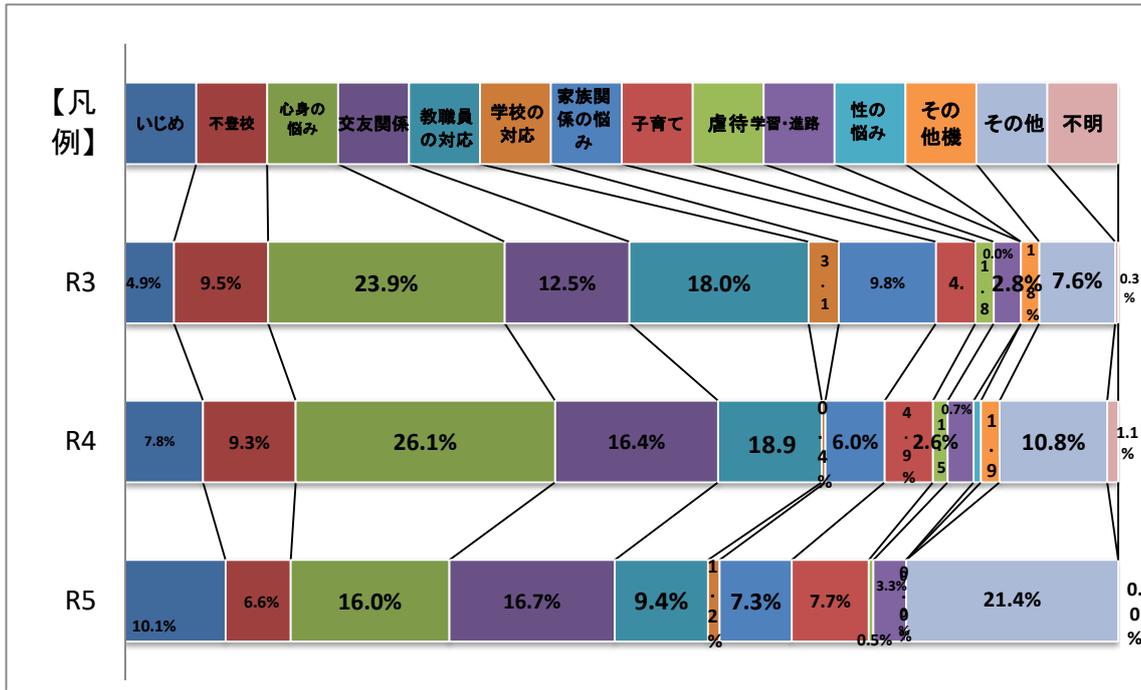
●相談方法(延べ)

| 年度 | 電話 | メール | 面談 | その他 | 計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| R3 | 172 | 92 | 63 | | 327 |
| R4 | 179 | 54 | 35 | | 268 |
| R5 | 238 | 81 | 107 | | 426 |



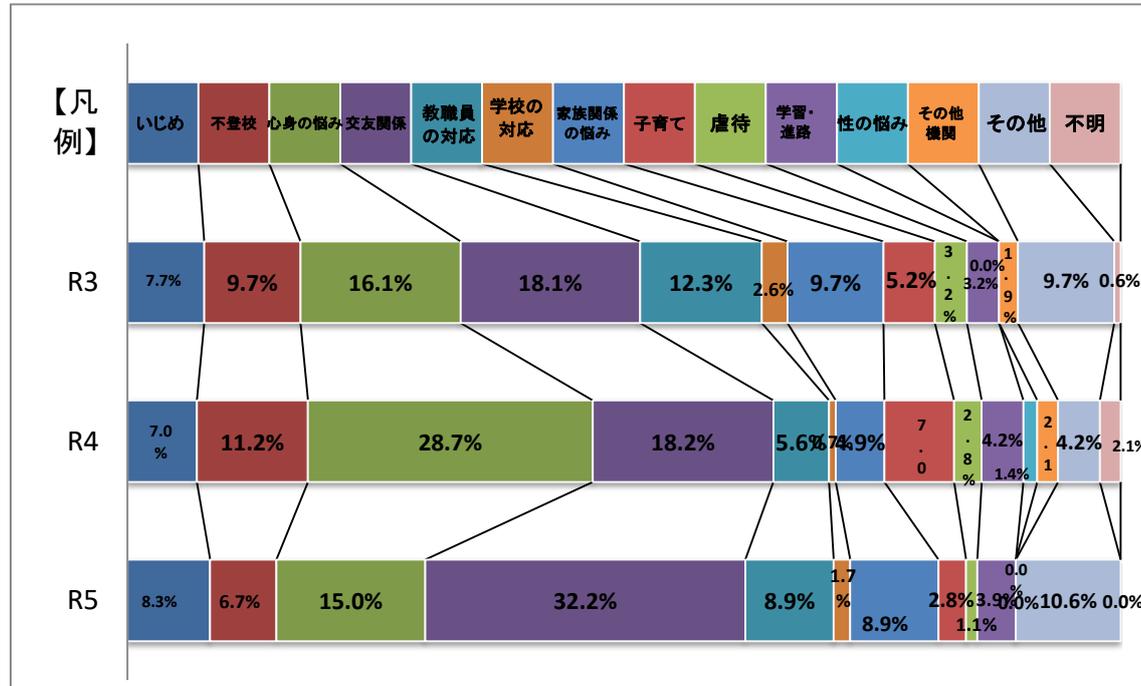
●相談内容(延べ)

| 年度 | いじめ | 不登校 | 心身の悩み | 交友関係 | 教職員の対応 | 学校の対応 | 家族関係の悩み | 子育て | 虐待 | 学習・進路 | 性の悩み | その他機関 | その他 | 不明 | 計 |
|----|-----|-----|-------|------|--------|-------|---------|-----|----|-------|------|-------|-----|----|-----|
| R3 | 16 | 31 | 78 | 41 | 59 | 10 | 32 | 13 | 6 | 9 | 0 | 6 | 25 | 1 | 327 |
| R4 | 21 | 25 | 70 | 44 | 28 | 1 | 16 | 13 | 4 | 7 | 2 | 5 | 29 | 3 | 268 |
| R5 | 43 | 28 | 68 | 71 | 40 | 5 | 31 | 33 | 2 | 14 | 0 | 0 | 91 | 0 | 426 |



●相談内容(実数)

| 年度 | いじめ | 不登校 | 心身の悩み | 交友関係 | 教職員の対応 | 学校の対応 | 家族関係の悩み | 子育て | 虐待 | 学習・進路 | 性の悩み | その他機関 | その他 | 不明 | 計 |
|----|-----|-----|-------|------|--------|-------|---------|-----|----|-------|------|-------|-----|----|-----|
| R3 | 12 | 15 | 25 | 28 | 19 | 4 | 15 | 8 | 5 | 5 | 0 | 3 | 15 | 1 | 155 |
| R4 | 10 | 16 | 41 | 26 | 8 | 1 | 7 | 10 | 4 | 6 | 2 | 3 | 6 | 3 | 143 |
| R5 | 15 | 12 | 27 | 58 | 16 | 3 | 16 | 5 | 2 | 7 | 0 | 0 | 19 | 0 | 180 |



報告第 2 号

松本市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を行うに当たり、松本市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱第3条の規定により、松本市教育委員会事務点検評価委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委員名簿

| 区分 | 氏名 | 備考 |
|---------|--------|---|
| 学識経験者 | 荒井 英治郎 | 松本市教育顧問 信州大学教職支援センター准教授 第3次松本市教育振興基本計画策定委員長 |
| 学校教育関係者 | 保坂 美代子 | 前豊科高等学校長 |
| 社会教育関係者 | 白木 好雄 | 前松本市町内公民館長会長 前松本市社会教育委員会議長 島内地区新橋町会長 |

3 任期 委嘱の日から2年間

4 根拠法令（抜粋）

松本市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱

（組織）

第3条 点検評価委員会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980



報告第 3 号

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員のうち中学校長会、PTA連合会、公民館長会に委嘱をしていた委員の異動に伴い、後任委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

2 委嘱者

委員名簿のとおり

3 任期

委嘱の日から地域クラブ活動への移行が完了するまでの間とする。

4 根拠規則（抜粋）

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱
（組織）

第3条 検討協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育関係者

(2) スポーツ・文化活動関係者

(3) 有識者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 検討協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 今後の予定

令和6年6月に、令和6年度第1回協議会を開催します。



担当 教育政策課

課長 小西 えみ

電話 33-3980

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会 委員名簿

1 委員

(1) 人数 10人以内

(2) 構成

| 大区分 | 小区分 | 氏名 | 所属等 |
|---------------|----------------|--------|--|
| 有識者 | 大学教授等 (2人) | 長沼 豊 | 日本教育実践研究所所長 |
| | | 新井 喜代加 | 松本大学人間健康学部スポーツ健康学科准教授 |
| 学校関係者 | 校長会 (2人) | 宮下 昌史 | 丸ノ内中学校長 |
| | | 中川 由香里 | 開成中学校長 |
| | PTA連合会 (2人) | 常田 光弘 | 会長等役職に関わらず部活動の地域クラブ活動への移行に積極的に参加いただける役員から男女2名を選出 |
| | | 小林 珠美 | |
| スポーツ・文化関係者 | スポーツ関係 (2人) | 横内 俊哉 | 市スポーツ協会事務局長 |
| | | 柄沢 深 | スポーツクラブ関係者等:NPO 法人松本山雅スポーツクラブ理事長 |
| | 文化関係 (1人) | 青山 織人 | 芸術文化関係団体の長：芸術文化振興財団理事長 |
| 教育委員会が必要と認める者 | 地域団体等 (1人) | 藤野 一男 | 地区公民館長会長：安原公民館長 |

2 事務局

| 部局名 | 課名または役職名 |
|--------|--------------------------------|
| 教育委員会 | 教育長、教育次長、教育監、教育政策課、学校教育課、生涯学習課 |
| 文化観光部 | 文化観光部長、文化振興課 |
| スポーツ本部 | スポーツ本部長、スポーツ事業推進課 |
| 住民自治局 | 住民自治局長、地域づくりセンター長 |

報告第 4 号

令和6年度の学級編制等について

1 趣旨

市立小中学校の今年度の学級編制の内容等について報告するものです。

2 学級編制について

市立学校の設置数は、小学校28校で分校2校(あさひ分校、美ヶ原分校)及び分室1室(松原分室)、中学校19校で分校3校(桐分校、あさひ分校、松原分校)となっています。

学級編制状況の詳細は別紙1のとおりです。

(1) 児童生徒数及び学級数

| 区 分 | | 令和6年度 | 令和5年度 | 増 減 |
|-----|----------|--------|--------|------|
| 小学校 | 児童数(人) | 11,174 | 11,559 | △385 |
| | 学級数(クラス) | 519 | 516 | +3 |
| 中学校 | 生徒数(人) | 5,645 | 5,689 | △44 |
| | 学級数(クラス) | 251 | 249 | +2 |

(2) 国基準と県基準との比較

ア 国基準

「公立義務諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条第2項により、小中学校ともに1学級40人、小学1年生から5年生は35人と定められています。

イ 県基準

県は独自に国を上回る基準を定めており、平成18年度から小学6年生までを35人、平成25年度から中学3年生まで拡大し、全ての学年を1学級35人としています。

ウ 比較

国基準で学級編制をした場合と比べると、小学校では4学級、中学校では18学級多い状態となっています。

学級数の国基準と県基準の比較の詳細は別紙2、3のとおりです。

(単位：学級数)

| 学 年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 小学校 | | | | | | 4 | 4 |
| 中学校 | 4 | 6 | 8 | | | | 18 |

担当

学校教育課 課長 清沢 卓子
 学校支援室 室長 坂口 俊樹
 電話 33-4397

令和6年度 学級編制

別紙1

| 校 | 学 | 校 | 5. 4. 6現在 | | 6. 4. 4現在 | | 増減 | | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 4年 | | 5年 | | 6年 | | 通常学級計 | | 知的障害 | | 情緒障害 | | 病虚弱 | | 難聴 | | 特別支援計 | | | | | |
|---|---|------|-----------|--------|-----------|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-------|--------|------|-------|------|-------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|----|----|
| | | | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 総計 | 516 | 11,559 | 519 | 11,174 | 3 | -385 | 61 | 1,531 | 63 | 1,739 | 62 | 1,710 | 62 | 1,756 | 65 | 1,771 | 66 | 1,804 | 379 | 10,311 | 48 | 267 | 89 | 591 | 1 | 1 | 2 | 4 | 140 | 863 | | | | |
| 小 | 学 | 校 | 1 | 開智 | 24 | 587 | 24 | 571 | 0 | -16 | 3 | 79 | 3 | 81 | 3 | 98 | 3 | 91 | 3 | 89 | 3 | 94 | 18 | 532 | 2 | 13 | 4 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 39 | | |
| | | | 2 | 源池 | 13 | 233 | 14 | 235 | 1 | 2 | 2 | 42 | 1 | 25 | 1 | 33 | 1 | 30 | 2 | 41 | 2 | 42 | 9 | 213 | 1 | 3 | 3 | 17 | 0 | 0 | 1 | 2 | 5 | 22 | | |
| | | | 3 | 筑摩 | 15 | 364 | 15 | 355 | 0 | -9 | 2 | 58 | 2 | 55 | 2 | 55 | 2 | 59 | 2 | 60 | 2 | 51 | 12 | 338 | 1 | 5 | 2 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 17 | |
| | | | 4 | 旭町 | 18 | 344 | 18 | 339 | 0 | -5 | 2 | 55 | 2 | 45 | 2 | 47 | 2 | 52 | 2 | 48 | 2 | 57 | 12 | 304 | 2 | 11 | 3 | 23 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 | 35 | |
| | | | 5 | 田川 | 15 | 268 | 16 | 265 | 1 | -3 | 2 | 42 | 2 | 43 | 2 | 44 | 2 | 37 | 2 | 40 | 2 | 39 | 12 | 245 | 1 | 3 | 3 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 20 | |
| | | | 6 | 鎌田 | 33 | 868 | 33 | 824 | 0 | -44 | 4 | 109 | 4 | 119 | 5 | 150 | 4 | 128 | 5 | 142 | 4 | 127 | 26 | 775 | 2 | 16 | 5 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 49 | |
| | | | 7 | 清水 | 24 | 606 | 26 | 600 | 2 | -6 | 3 | 74 | 3 | 93 | 3 | 105 | 3 | 97 | 3 | 85 | 3 | 97 | 18 | 551 | 2 | 11 | 5 | 36 | 0 | 0 | 1 | 2 | 8 | 49 | | |
| | | | 8 | 島内 | 32 | 787 | 30 | 734 | -2 | -53 | 3 | 91 | 4 | 123 | 4 | 107 | 4 | 122 | 4 | 120 | 4 | 126 | 23 | 689 | 2 | 11 | 5 | 34 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 45 | |
| | | | 9 | 中山 | 8 | 97 | 8 | 95 | 0 | -2 | 1 | 12 | 1 | 16 | 1 | 17 | 1 | 14 | 1 | 13 | 1 | 12 | 6 | 84 | 1 | 5 | 1 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 11 | |
| | | | 10 | 中島 | 15 | 294 | 14 | 272 | -1 | -22 | 1 | 31 | 2 | 50 | 1 | 33 | 2 | 45 | 2 | 43 | 2 | 52 | 10 | 254 | 1 | 1 | 3 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 18 | |
| | | | 11 | 芝沢 | 17 | 409 | 17 | 403 | 0 | -6 | 2 | 62 | 2 | 64 | 2 | 68 | 2 | 58 | 2 | 55 | 2 | 63 | 12 | 370 | 1 | 2 | 4 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 33 | |
| | | | 12 | 菅野 | 23 | 564 | 24 | 554 | 1 | -10 | 3 | 72 | 3 | 80 | 3 | 90 | 3 | 87 | 3 | 96 | 3 | 92 | 18 | 517 | 2 | 10 | 4 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 37 | |
| | | | 13 | 芳川 | 31 | 777 | 31 | 758 | 0 | -19 | 4 | 107 | 4 | 119 | 4 | 134 | 4 | 108 | 4 | 136 | 4 | 108 | 24 | 712 | 3 | 17 | 4 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 46 | |
| | | | 14 | 寿 | 27 | 663 | 27 | 628 | 0 | -35 | 3 | 82 | 4 | 109 | 3 | 90 | 4 | 111 | 3 | 97 | 3 | 97 | 20 | 586 | 3 | 17 | 4 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 42 | |
| | | | 15 | 岡田 | 17 | 373 | 18 | 364 | 1 | -9 | 2 | 45 | 2 | 49 | 2 | 51 | 2 | 62 | 2 | 62 | 2 | 55 | 12 | 324 | 2 | 13 | 4 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 40 | |
| | | | | | あさひ分校 | 2 | 11 | 2 | 9 | 0 | -2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 9 | |
| | | | 16 | 山辺 | 24 | 586 | 23 | 570 | -1 | -16 | 2 | 70 | 3 | 101 | 3 | 75 | 3 | 91 | 3 | 101 | 3 | 94 | 17 | 532 | 2 | 13 | 4 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 38 | |
| | | | 17 | 今井 | 8 | 150 | 8 | 152 | 0 | 2 | 1 | 17 | 1 | 29 | 1 | 33 | 1 | 23 | 1 | 19 | 1 | 26 | 6 | 147 | 1 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 | |
| | | | 18 | 開明 | 27 | 589 | 27 | 563 | 0 | -26 | 3 | 88 | 3 | 88 | 3 | 86 | 3 | 87 | 3 | 76 | 3 | 76 | 18 | 501 | 4 | 25 | 5 | 37 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 62 | |
| | | | 19 | 明善 | 18 | 382 | 17 | 388 | -1 | 6 | 2 | 67 | 2 | 55 | 2 | 54 | 2 | 58 | 2 | 65 | 2 | 55 | 12 | 354 | 3 | 18 | 2 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 34 | |
| | | | 20 | 本郷 | 16 | 351 | 16 | 346 | 0 | -5 | 2 | 43 | 2 | 60 | 2 | 50 | 2 | 58 | 2 | 48 | 2 | 61 | 12 | 320 | 1 | 5 | 3 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 26 | |
| | | | 21 | 二子 | 12 | 216 | 11 | 189 | -1 | -27 | 1 | 18 | 1 | 31 | 1 | 23 | 1 | 27 | 1 | 31 | 2 | 36 | 7 | 166 | 2 | 13 | 2 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 23 | |
| | | | 22 | 並柳 | 15 | 291 | 15 | 294 | 0 | 3 | 2 | 53 | 2 | 40 | 2 | 40 | 2 | 48 | 2 | 38 | 2 | 60 | 12 | 279 | 1 | 4 | 2 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 15 | |
| | | | 23 | 四賀 | 8 | 123 | 8 | 117 | 0 | -6 | 1 | 12 | 1 | 17 | 1 | 13 | 1 | 25 | 1 | 21 | 1 | 18 | 6 | 106 | 1 | 3 | 1 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 11 | |
| | | | 24 | 安曇 | 5 | 29 | 6 | 32 | 1 | 3 | 1 | 4 | 1 | 6 | 1 | 8 | 1 | 7 | 1 | 4 | 1 | 3 | 6 | 32 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | 25 | 大野川 | 3 | 19 | 4 | 22 | 1 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 4 | 3 | 1 | 5 | 1 | 5 | 1 | 5 | 4 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | 26 | 奈川 | 2 | 8 | 2 | 6 | 0 | -2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 4 | 2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | 27 | 梓川 | 30 | 723 | 29 | 660 | -1 | -63 | 3 | 75 | 3 | 87 | 3 | 90 | 3 | 105 | 3 | 103 | 4 | 132 | 19 | 592 | 4 | 26 | 6 | 42 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 68 | |
| | | 波田 | 33 | 846 | 35 | 828 | 2 | -18 | 4 | 120 | 5 | 151 | 4 | 112 | 4 | 122 | 4 | 132 | 4 | 122 | 25 | 759 | 3 | 20 | 7 | 49 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 69 | | | |
| | | 松原分室 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | 小計 | 34 | 847 | 36 | 829 | 2 | -18 | 4 | 120 | 5 | 151 | 4 | 112 | 4 | 122 | 5 | 133 | 4 | 122 | 26 | 760 | 3 | 20 | 7 | 49 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 69 | | | |
| | | 総計 | 249 | 5,689 | 251 | 5,645 | 2 | -44 | 61 | 1,766 | 57 | 1,691 | 65 | 1,799 | | | | | | | 183 | 5,256 | 26 | 141 | 40 | 244 | 1 | 3 | 1 | 1 | 68 | 389 | | | | |
| 中 | 学 | 校 | 1 | 清水 | 16 | 331 | 15 | 345 | -1 | 14 | 4 | 124 | 3 | 93 | 4 | 108 | | | | | | 11 | 325 | 1 | 5 | 2 | 14 | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 | 20 | | | |
| | | | 2 | 鎌田 | 19 | 477 | 20 | 486 | 1 | 9 | 5 | 146 | 5 | 153 | 5 | 158 | | | | | | | 15 | 457 | 2 | 9 | 3 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 29 | |
| | | | 3 | 丸ノ内 | 12 | 237 | 11 | 230 | -1 | -7 | 2 | 64 | 2 | 62 | 3 | 81 | | | | | | | 7 | 207 | 1 | 5 | 3 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 23 | |
| | | | 4 | 旭町 | 13 | 302 | 13 | 316 | 0 | 14 | 3 | 105 | 3 | 88 | 3 | 97 | | | | | | | 9 | 290 | 1 | 7 | 2 | 16 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 | 26 | |
| | | | | 桐分校 | 1 | 3 | 1 | 5 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | | | | | | | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | 5 | 松島 | 15 | 413 | 17 | 464 | 2 | 51 | 5 | 161 | 4 | 140 | 5 | 144 | | | | | | | 14 | 445 | 1 | 7 | 2 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 19 | |
| | | | 6 | 高綱 | 13 | 320 | 13 | 291 | 0 | -29 | 3 | 89 | 4 | 106 | 3 | 80 | | | | | | | 10 | 275 | 1 | 7 | 2 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 16 |
| | | | 7 | 菅野 | 18 | 445 | 17 | 417 | -1 | -28 | 4 | 130 | 4 | 131 | 4 | 124 | | | | | | | 12 | 385 | 2 | 14 | 3 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 32 | |
| | | | 8 | 筑摩野 | 26 | 680 | 25 | 672 | -1 | -8 | 7 | 220 | 7 | 218 | 6 | 205 | | | | | | | 20 | 643 | 2 | 11 | 3 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 29 | |
| | | | 9 | 山辺 | 12 | 300 | 13 | 286 | 1 | -14 | 3 | 79 | 3 | 90 | 3 | 91 | | | | | | | 9 | 260 | 1 | 5 | 3 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 26 | |
| | | | 10 | 開成 | 14 | 359 | 14 | 322 | 0 | -37 | 3 | 95 | 3 | 93 | 4 | 112 | | | | | | | 10 | 300 | 2 | 11 | 2 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 22 | |
| | | | 11 | 女鳥羽 | 13 | 297 | 16 | 320 | 3 | 23 | 4 | 107 | 3 | 73 | 4 | 112 | | | | | | | 11 | 292 | 2 | 9 | 3 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 28 | |
| | | | | あさひ分校 | 2 | 10 | 2 | 9 | 0 | -1 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

小学校35人学級編制した場合の学級数の国基準と県基準の比較

(6.4.4現在)

| | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 4年 | | 5年 | | 6年 | | | 影響数 6学年計 (6年度) |
|-------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-----------------|----------------------|
| | 児童数 | 35人 学級 編制 | 標準 40人 編制 | |
| 松本市合計 | 1,531 | 61 | 1,739 | 63 | 1,710 | 62 | 1,756 | 62 | 1,771 | 65 | 1,804 | 66 | 62 | 4 |
| 増加学級数 | | | | | | | | | | | | 4 | | |
| 旧松本市計 | 1,317 | 50 | 1,475 | 53 | 1,483 | 52 | 1,493 | 53 | 1,505 | 54 | 1,520 | 54 | 50 | 4 |
| 増加学級数 | | | | | | | | | | | | 4 | | |
| 開智 | 79 | 3 | 81 | 3 | 98 | 3 | 91 | 3 | 89 | 3 | 94 | 3 | 3 | 0 |
| 源池 | 42 | 2 | 25 | 1 | 33 | 1 | 30 | 1 | 41 | 2 | 42 | 2 | 2 | 0 |
| 筑摩 | 58 | 2 | 55 | 2 | 55 | 2 | 59 | 2 | 60 | 2 | 51 | 2 | 2 | 0 |
| 旭町 | 55 | 2 | 45 | 2 | 47 | 2 | 52 | 2 | 48 | 2 | 57 | 2 | 2 | 0 |
| 田川 | 42 | 2 | 43 | 2 | 44 | 2 | 37 | 2 | 40 | 2 | 39 | 2 | 1 | 1 |
| 鎌田 | 109 | 4 | 119 | 4 | 150 | 5 | 128 | 4 | 142 | 5 | 127 | 4 | 4 | 0 |
| 清水 | 74 | 3 | 93 | 3 | 105 | 3 | 97 | 3 | 85 | 3 | 97 | 3 | 3 | 0 |
| 島内 | 91 | 3 | 123 | 4 | 107 | 4 | 122 | 4 | 120 | 4 | 126 | 4 | 4 | 0 |
| 中山 | 12 | 1 | 16 | 1 | 17 | 1 | 14 | 1 | 13 | 1 | 12 | 1 | 1 | 0 |
| 島立 | 31 | 1 | 50 | 2 | 33 | 1 | 45 | 2 | 43 | 2 | 52 | 2 | 2 | 0 |
| 芝沢 | 62 | 2 | 64 | 2 | 68 | 2 | 58 | 2 | 55 | 2 | 63 | 2 | 2 | 0 |
| 菅野 | 72 | 3 | 80 | 3 | 90 | 3 | 87 | 3 | 96 | 3 | 92 | 3 | 3 | 0 |
| 芳川 | 107 | 4 | 119 | 4 | 134 | 4 | 108 | 4 | 136 | 4 | 108 | 4 | 3 | 1 |
| 寿 | 82 | 3 | 109 | 4 | 90 | 3 | 111 | 4 | 97 | 3 | 97 | 3 | 3 | 0 |
| 岡田 | 45 | 2 | 49 | 2 | 51 | 2 | 62 | 2 | 62 | 2 | 55 | 2 | 2 | 0 |
| 山辺 | 70 | 2 | 101 | 3 | 75 | 3 | 91 | 3 | 101 | 3 | 94 | 3 | 3 | 0 |
| 今井 | 17 | 1 | 29 | 1 | 33 | 1 | 23 | 1 | 19 | 1 | 26 | 1 | 1 | 0 |
| 開明 | 88 | 3 | 88 | 3 | 86 | 3 | 87 | 3 | 76 | 3 | 76 | 3 | 2 | 1 |
| 明善 | 67 | 2 | 55 | 2 | 54 | 2 | 58 | 2 | 65 | 2 | 55 | 2 | 2 | 0 |
| 本郷 | 43 | 2 | 60 | 2 | 50 | 2 | 58 | 2 | 48 | 2 | 61 | 2 | 2 | 0 |
| 二子 | 18 | 1 | 31 | 1 | 23 | 1 | 27 | 1 | 31 | 1 | 36 | 2 | 1 | 1 |
| 並柳 | 53 | 2 | 40 | 2 | 40 | 2 | 48 | 2 | 38 | 2 | 60 | 2 | 2 | 0 |
| 旧4村計 | 94 | 7 | 113 | 5 | 115 | 6 | 141 | 5 | 133 | 6 | 162 | 8 | 8 | 0 |
| 増加学級数 | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 四賀 | 12 | 1 | 17 | 1 | 13 | 1 | 25 | 1 | 21 | 1 | 18 | 1 | 1 | 0 |
| 安曇 | 4 | 1 | 6 | 1 | 8 | 1 | 7 | 1 | 4 | 1 | 3 | 1 | 1 | 0 |
| 大野川 | 2 | 1 | 3 | 1 | 4 | 1 | 3 | 1 | 5 | 1 | 5 | 1 | 1 | 0 |
| 小計 | 6 | 2 | 9 | 1 | 12 | 2 | 10 | 1 | 9 | 2 | 8 | 2 | 2 | 0 |
| 奈川 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 1 | 0 |
| 梓川 | 75 | 3 | 87 | 3 | 90 | 3 | 105 | 3 | 103 | 3 | 132 | 4 | 4 | 0 |
| 波田計 | 120 | 4 | 151 | 5 | 112 | 4 | 122 | 4 | 133 | 5 | 122 | 4 | 4 | 0 |
| 増加学級数 | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 波田 | 120 | 4 | 151 | 5 | 112 | 4 | 122 | 4 | 132 | 4 | 122 | 4 | 4 | 0 |
| 松原 | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | |

中学校35人学級編制した場合の学級数の国基準と県基準の比較

(6.4.4現在)

| | 1 年 | | | | 2 年 | | | | 3 年 | | | | 影響数 3学年計 (6年度) |
|-------|-------|-----------------|-----------------|---------|-------|-----------------|-----------------|---------|-------|-----------------|-----------------|---------|----------------------|
| | 生徒数 | 35人 学級 編制 | 標準 40人 編制 | 影響 数 | 生徒数 | 35人 学級 編制 | 標準 40人 編制 | 影響 数 | 生徒数 | 35人 学級 編制 | 標準 40人 編制 | 影響 数 | |
| 松本市合計 | 1,766 | 61 | 57 | 4 | 1,691 | 57 | 51 | 6 | 1,799 | 65 | 57 | 8 | 18 |
| 増加学級数 | | 4 | | | | 6 | | | | 8 | | | |
| 旧松本市計 | 1,476 | 48 | 44 | 4 | 1,405 | 47 | 41 | 6 | 1,465 | 50 | 44 | 6 | 16 |
| 増加学級数 | | 4 | | | | 6 | | | | 6 | | | |
| 清水 | 124 | 4 | 4 | 0 | 93 | 3 | 3 | 0 | 108 | 4 | 3 | 1 | 1 |
| 鎌田 | 146 | 5 | 4 | 1 | 153 | 5 | 4 | 1 | 158 | 5 | 4 | 1 | 3 |
| 丸ノ内 | 64 | 2 | 2 | 0 | 62 | 2 | 2 | 0 | 81 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 旭町 | 105 | 3 | 3 | 0 | 88 | 3 | 3 | 0 | 97 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 桐 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 松島 | 161 | 5 | 5 | 0 | 140 | 4 | 4 | 0 | 144 | 5 | 4 | 1 | 1 |
| 高綱 | 89 | 3 | 3 | 0 | 106 | 4 | 3 | 1 | 80 | 3 | 2 | 1 | 2 |
| 菅野 | 130 | 4 | 4 | 0 | 131 | 4 | 4 | 0 | 124 | 4 | 4 | 0 | 0 |
| 筑摩野 | 220 | 7 | 6 | 1 | 218 | 7 | 6 | 1 | 205 | 6 | 6 | 0 | 2 |
| 山辺 | 79 | 3 | 2 | 1 | 90 | 3 | 3 | 0 | 91 | 3 | 3 | 0 | 1 |
| 開成 | 95 | 3 | 3 | 0 | 93 | 3 | 3 | 0 | 112 | 4 | 3 | 1 | 1 |
| 女鳥羽 | 107 | 4 | 3 | 1 | 73 | 3 | 2 | 1 | 112 | 4 | 3 | 1 | 3 |
| 明善 | 61 | 2 | 2 | 0 | 79 | 3 | 2 | 1 | 50 | 2 | 2 | 0 | 1 |
| 信明 | 95 | 3 | 3 | 0 | 79 | 3 | 2 | 1 | 98 | 3 | 3 | 0 | 1 |
| 旧4村計 | 160 | 8 | 8 | | 148 | 6 | 6 | | 186 | 9 | 8 | | 1 |
| 増加学級数 | | 0 | | | | 0 | | | | 1 | | | |
| 会田 | 21 | 1 | 1 | 0 | 14 | 1 | 1 | 0 | 19 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 安曇 | 6 | 1 | 1 | 0 | 8 | 1 | 1 | 0 | 6 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 大野川 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | | | 0 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 小計 | 7 | 2 | 2 | | 10 | 1 | 1 | 0 | 11 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 奈川 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | | | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 梓川 | 131 | 4 | 4 | 0 | 123 | 4 | 4 | 0 | 153 | 5 | 4 | 1 | 1 |
| 波田計 | 130 | 5 | 5 | | 138 | 4 | 4 | | 148 | 6 | 5 | | 1 |
| 増加学級数 | | 0 | | | | 0 | | | | 1 | | | |
| 波田 | 129 | 4 | 4 | 0 | 137 | 4 | 4 | 0 | 147 | 5 | 4 | 1 | 1 |
| 松原 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |

報告第 5 号

台湾高雄市との小学生交流事業について

1 概要

「健康、福祉、教育分野の交流に関する覚書」を締結している台湾高雄市の小学生及び学校関係者が本市を訪問することとなりましたので、その受入れ及び交流事業の概要について報告するものです。

2 経過

- H 27. 7 高雄市と「健康、福祉、教育分野の交流に関する覚書」を締結
 28. 8 高雄市中學生訪問団 28 名を受入れ
 29. 5 松本市中學生訪問団 17 名が高雄市を訪問
 9 高雄市中學生訪問団 65 名を受入れ
 30. 8 高雄市中學生訪問団 40 名を受入れ
 R 元. 5 高雄市中學生訪問団 35 名を受入れ
 2. 1 松本市中學生訪問団 25 名が高雄市を訪問
 5. 10 高雄市中學生訪問団 33 名を受入れ

3 訪問期日

令和 6 年 5 月 24 日（金）～令和 6 年 5 月 25 日（土）

※ 小学生同士の交流は 24 日に行い、25 日は松本手まり時計まつりで高雄市の小学生がブラスバンド演奏を行います。

4 訪問団の構成

台湾高雄市の小学生 22 名、教職員 4 名、保護者 13 名、通訳 1 名 計 40 名

5 日程

| | |
|----------|----------------------------------|
| 5月24日（金） | 表敬訪問、開明小学校との交流（歓迎会、授業、合同演奏、昼食交流） |
| 25日（土） | 松本手まり時計まつりでブラスバンド演奏 |

担当 学校教育課
 課長 清沢 卓子
 電話 33-9846



| |
|----------|
| 教育委員会資料 |
| 6. 4. 26 |
| 学校教育課 |

姉妹都市スイス・グリンデルワルト村中学生ホームステイ派遣事業について

1 趣旨

姉妹都市スイス・グリンデルワルト村へ中学生一行が訪問し、ホームステイや学校訪問などの交流事業を行います。その概要について報告するものです。

2 事業内容

- (1) 実施時期 令和6年9月14日(土)～20日(金)(6泊7日)
- (2) 派遣人数 中学生20人、引率3名 ※添乗員1名
(中学生20人のうち、これまでの交流経過から安曇地区2校は各3名)
- (3) 宿 泊 スイス・グリンデルワルト村の一般家庭にホームステイします。
- (4) 費 用 参加者自己負担：10,000円
本事業に深いご理解のある方のご支援により、今年度は参加者負担を抑えています。
ただし、おこづかい、パスポート取得費用、海外旅行保険料等が別途必要です。
- (5) 催行業者 (株)日本旅行 松本支店

3 参加者の募集について

- (1) 募集期間 令和6年5月9日(木)～6月7日(金)(学校経由、学校教育課へ必着)
- (2) 募集方法 学校経由、市ホームページで公募します。
- (3) その他 定員を超えた場合は抽選としますが、令和5年度の訪問受入れ時にホストファミリーを担っていただいたご家庭の生徒を優先して参加者を決定します。当選者には直接通知します。

4 応募条件

- (1) 保護者も生徒も松本市内に現に居住し、中学校に就学している生徒であること。
- (2) ホームステイ交流に意欲があり、渡航に健康上の問題が無いこと。
- (3) 渡航前の研修や帰国後の報告会などの事業に参加できること。

5 応募書類

- (1) 参加申込書(別紙のとおり)
- (2) 同意書(別紙のとおり)

6 学校への依頼事項(別紙依頼文のとおり)

- (1) 参加希望者への資料の配布(実施要項、参加申込書、同意書、スケジュール)
- (2) 申込書のとりまとめ、学校教育課への送付
- (3) 事前研修、派遣期間中の出席扱い(参加者には、姉妹都市における松本市の国際交流員の一人として行動していただくため)

7 その他

- (1) 実施要項
- (2) 参加申込書及び同意書
- (3) ホームステイ事業日程及び全体スケジュール

| | |
|----|---------|
| 担当 | 学校教育課 |
| 課長 | 清沢 卓子 |
| 電話 | 33-9846 |



学びに、遊びや体験を。



姉妹都市スイス・グリンデルワルト村
中学生ホームステイ事業実施要項

1 目的

海外の生活文化に触れながら、雄大な自然や人との出会い、交流を通じて国際感覚を養い、心豊かな人間形成を目指すとともに、将来の地域の活性化を担う人材の育成を図るものです。

2 事業内容

- (1) 実施時期 令和6年9月14日(土)～20日(金)(6泊7日)
- (2) 派遣人数 中学生20人、引率3名 ※添乗員1名
(中学生20人のうち、これまでの交流経過から安曇地区2校は各3名)
- (3) 宿 泊 スイス・グリンデルワルト村の一般家庭にホームステイします。
- (4) 費 用 参加者自己負担：10,000円
本事業に深いご理解のある方のご支援により、今年度は参加者負担を抑えています。
ただし、おこづかい、パスポート取得費用、海外旅行保険料等が別途必要です。
- (5) 催行業者 (株)日本旅行 松本支店

3 募集について

- (1) 募集期間 令和6年5月9日(木)～6月7日(金)(学校経由、学校教育課へ必着)
- (2) 募集方法 学校経由、市ホームページで公募します。
- (3) その他 定員を超えた場合は抽選としますが、令和5年度の訪問受入れ時にホストファミリーを担っていただいたご家庭の生徒を優先して参加者を決定します。当選者には直接通知します。

4 応募条件

- (1) 保護者も生徒も松本市内に現に居住し、中学校に就学している生徒であること。
- (2) ホームステイ交流に意欲があり、渡航に健康上の問題が無いこと。
- (3) 渡航前の研修や帰国後の報告会などの事業に参加できること。

5 応募書類

- (1) 参加申込書(別紙のとおり)
- (2) 同意書(別紙のとおり)

6 その他

- (1) 中学生ホームステイ事業参加申込書・同意書
- (2) 中学生ホームステイ事業日程(予定)
- (3) 中学生ホームステイ事業全体スケジュール(予定)

各中学校長 様

学校教育課長

姉妹都市スイス・グリンデルワルト村中学生ホームステイ事業の実施について（依頼）

時下、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昭和60年から旧安曇村が3年毎に実施してまいりました標記事業について、平成21年度から全市への中学生を対象として実施しております。

つきましては、事業の目的をご理解いただき、申込みの取りまとめ及び派遣についてご依頼申し上げます。

記

1 派遣の目的

海外の生活文化に触れながら、雄大な自然や人との出会い、交流を通じて国際感覚を養い、心豊かな人間形成を図るとともに、将来の地域の活性化を担う人材を育成する。

2 派遣事業内容

- (1) 実施時期 令和6年9月14日（土）～20日（金）
（6泊7日、スイス到着日のホテル1泊、出国及び帰国日の機中2泊を含む）
- (2) 派遣人数 中学生20人、引率3名 ※添乗員1名
（中学生20人のうち、これまでの交流経過から安曇地区2校は各3名）
- (3) 宿 泊 スイス・グリンデルワルト村一般家庭へのホームステイ
- (4) 費 用 参加者自己負担：10,000円
本事業に深いご理解のある方のご支援により、今年度は参加者負担を抑えています。
ただし、おこづかい、パスポート取得費用、海外旅行保険料等が別途必要です。
- (5) 旅行会社 ㈱日本旅行 松本支店

3 募集人数について

- (1) 学校別募集人数は次のとおりです。
 - ・安曇地区2校については各3名、計6名（これまでの交流の経過により）
 - ・上記以外の中学校から14名
- (2) 定員を超えた場合は抽選としますが、令和5年度の訪問受入れ時にホストファミリーを担っていただいたご家庭の生徒を優先して参加者を決定します。ただし、応募状況によってはホストファミリーを担っていただいたご家庭でも落選になることがあります。

4 実施要項・応募書類

別紙のとおり

5 学校への依頼事項

- (1) 実施要項、応募書類等の配布をお願いします。
- (2) 参加希望者の応募書類を取りまとめの上、学校教育課にご提出ください。

- (3) 事前研修、派遣中は出席扱いとしてください（姉妹都市における松本市の国際交流員の一人として行動していただくため）。
- (4) スイスでの交流内容について、派遣生徒へのアドバイス等をお願いします。

6 応募書類の提出について

(1) 取りまとめ及び提出の方法

- ア 参加希望者から応募書類が提出されましたら、必要な応募書類が全て揃っているか、記入漏れがないかなどを確認後、申込書の右上に担任教諭の印を押してください。
- イ 各学校で応募書類を取りまとめいただき、送付書と一緒に学校教育課に送付してください。その際、送付書には、申込者数及び申込者氏名の一覧を記載してください。

(2) 提出先

松本市教育委員会 学校教育課 学務担当（担当者 篠田 大希）

(3) 提出期限

令和6年6月7日（金）必着

7 今後の予定

- 6月中旬 派遣生徒の決定
- 下旬 派遣生徒及び保護者説明会（パスポートの取得、交流内容等）
- 7月下旬 派遣生徒事前研修※必修
- 8月下旬 派遣生徒及び保護者説明会（旅行日程の詳細）
- 9月14日 出国
- 9月20日 帰国

8 その他

前回（平成30年度）実施時は、20名の募集枠に対して約105名の応募があったため、抽選のうえ派遣生徒を決定しました。

| |
|--|
| 学校教育課 学務担当 |
| 担 当 篠田 大希 |
| TEL 33-4397 |
| FAX 34-3206 |
| Email : daiki_shinoda@city.matsumoto.lg.jp |

| |
|-----|
| 担任印 |
| |

グリンデルワルト村中学生ホームステイ事業参加申込書

あて先) 学校教育課

松本市主催の中学生ホームステイ事業に参加したいので、本申込書、同意書及び作文を提出します。

記入日：令和 年 月 日

| | | | | |
|-------------------------|------------------|------|---------------------------------|-------|
| フリガナ | パスポート表記のローマ字 | | | 国籍 |
| 氏名 | 例 MATSUMOTO TARO | | | |
| | | | | 男・女 |
| 生年月日 | 西暦 | 年(平成 | 年) | 月 日 才 |
| フリガナ | | | | |
| 現住所 | 〒 | | | |
| 電話番号 | () | - | FAX () | - |
| 学校名 | | 学年 | | クラス |
| 担任教諭名 | | | | |
| 保護者名 | | | | |
| 勤務先名 | | | | |
| 勤務先電話番号 | () | - | 内線 | |
| 渡航中の国内連絡先 | 氏名： | 続柄： | 電話番号：() - | |
| | 携帯電話： | | | |
| | 住所： | | <input type="checkbox"/> 現住所と同じ | |
| 海外渡航経験はありますか | あ る ・ な い | | | |
| 有効なパスポートをお持ちですか | あ る ・ な い | | | |
| お持ちの方は、パスポートについて記入して下さい | 旅券番号 | | | |
| | 発行年月日 | 西暦 | 年 | 月 日 |
| 有効期限 5年 ・ 10年 | 満了年月日 | 西暦 | 年 | 月 日 |

※ 皆様からご提供いただいた個人情報については、本事業に関わる手続き以外の目的では利用いたしません。また、利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やかに且つ適正に廃棄いたします。

同意書

松本市長 臥雲 義尚 殿

下記に掲げる全ての応募条件を満たしていることに同意し、グリンデルワルト村中学生ホームステイ事業に申込みます。

記

- (1) 保護者も生徒も松本市内に現に居住し、中学校に就学しています。
- (2) ホームステイ交流に意欲があり、渡航に健康上の問題はありません。
- (3) 渡航前の研修や帰国後の報告会などの事業に参加できます。

以上

令和 年 月 日

生徒氏名： _____

保護者署名： _____ 印

中学生ホームステイ事業スケジュール（予定）

6泊7日

| 月日 (曜) | 発着地 | 現地時刻 | 日 程 | 食 事 |
|-------------|---|--|--|---------------------------------|
| 9/14 (土) | 松本発 羽田空港着 | 18:00 22:00 | 貸切バスで羽田空港へ ■宿泊地：機中泊 | 夕 自宅、サービスエリアで各自 |
| 9/15 (日) | 羽田空港発 ドバイ着 ドバイ発 チューリッヒ着 チューリッヒ発 ベルン着 | 0:05 5:45 8:40 13:20 14:30 午後 | エミレーツ航空 313 便でドバイへ 到着後乗り換え エミレーツ航空 87 便にてチューリッヒへ チューリッヒ空港から貸切バス ■宿泊地：ベルンのホテル | 朝 機内 昼 機内 夕 ホテル |
| 9/16 (月) | ベルン市内視察 (午後)ベルン発 グリンデルワルト村着 | | 貸切バスでグリンデルワルト村へ ■宿泊地：ホームステイ | 朝 ホテル 昼 レストラン 夕 ホームステイ |
| 9/17 (火) | 終日 グリンデルワルト村 | | 現地での親善交流 (学校訪問ほか) ■宿泊地：ホームステイ | 朝 ホームステイ 昼 レストラン 夕 ホームステイ |
| 9/18 (水) | 終日 グリンデルワルト村 | | 現地での親善交流 (ハイキング等) ■宿泊地：ホームステイ | 朝 ホームステイ 昼 レストラン 夕 村主催 |
| 9/19 (木) | グリンデルワルト村発 チューリッヒ着 チューリッヒ発 ドバイ着 | 午前 午後 15:25 23:45 | 貸切バスでチューリッヒ空港へ エミレーツ航空 88 便でドバイへ ■宿泊地：機中泊 | 朝 ホームステイ 昼 空港内で各自 夕 機内 |
| 9/20 (金) | ドバイ発 成田空港着 成田空港発 松本着 | 2:40 17:35 18:30 23:30 | エミレーツ航空 318 便で成田空港へ 貸切バスで松本へ | 朝 - 昼 機内 夕 サービスエリアで各自 |

中学生ホームステイ事業全体スケジュール（予定）

| 月 日 | 内 容 |
|---------------------|-----------------------------|
| 5月9日（木） | 募集開始（学校、ホームページ等） |
| 6月7日（金） | 申込み締切り |
| 6月中旬 | 派遣生徒の決定 |
| 6月下旬 | 派遣生徒及び保護者説明会（パスポート取得、交流内容等） |
| 7月下旬 | 派遣生徒事前研修（研修） |
| 8月中旬 | 派遣生徒及び保護者説明会（旅行日程の詳細） |
| 9月14日（土） ～20日（金） | 派遣 |
| 10月中旬頃 | 帰国報告会等 |

報告第 8 号

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員のうち関係行政機関の代表として委嘱をしていた委員の異動に伴い、補欠委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

2 退任者

羽生田 久男（林野庁 中信森林管理署 森林技術指導官）
 小口 貴雄（国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所 建設専門官）
 柏木 和之（長野県 環境部 自然保護課 課長補佐兼自然公園整備係長）
 宮坂 勲（長野県 松本建設事務所 計画調査課 課長補佐）
 贄田 明（長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 主任指導主事）

3 委嘱予定者

小沢 啓一（林野庁 中信森林管理署 森林技術指導官）
 長坂 正敏（国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所 建設専門官）
 山城 政利（長野県 環境部 自然保護課 課長補佐兼自然公園整備係長）
 長崎 宏昭（長野県 松本建設事務所 計画調査課 課長補佐）
 寺内 貴美子（長野県 県民文化部 文化振興課 文化財係 指導主事）

4 任期

設置要綱第4条では、委員の任期を委嘱の日から2年としていますが、前任者の残任期間として、令和6年10月23日までとします。

5 根拠要綱（抜粋）

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱
 （組織）

第3条 協議会は委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
 - (2) 地域関係者
 - (3) 行政関係者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。



| | | |
|----|---------|---------|
| 担当 | 文化財課 | 西部4地区担当 |
| 課長 | 遠藤 守 | |
| 電話 | 94-2304 | |

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員等名簿

委員任期：令和6年10月23日まで

| 区分 | 氏名 | 役職 |
|----------|----------|--|
| 有識者 | 会長 佐々木邦博 | 信州大学農学部 名誉教授【景観】 |
| | 副会長 鈴木啓助 | 信州大学理学部 特任教授・名誉教授【水循環】 |
| | 大窪久美子 | 信州大学農学部 教授【植物】 |
| | 荻谷 愛彦 | 専修大学 文学部 環境地理学科 教授【地形・地質】 |
| | 北原 曜 | 信州大学 名誉教授【治山工学】 |
| | 東城 幸治 | 信州大学 理学部教授（副学長）【動物】 |
| 地域関係者 | 小林 清二 | 上高地町会長(中の湯温泉旅館) |
| | 青柳 浩一郎 | 上高地観光旅館組合長(上高地温泉ホテル) |
| | 山田 直 | 北アルプス山小屋友交会会長(横尾山荘) |
| 行政関係者(国) | 小沢 啓一 | 林野庁 中信森林管理署 森林技術指導官 |
| | 三宅 悠平 | 林野庁 中信森林管理署 上高地森林事務所 森林官 |
| | 長坂 正敏 | 国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所 建設専門官 |
| | 松野 壮太 | 環境省 信越自然環境事務所 中部山岳国立公園上高地管理官事務所 国立公園管理官 |
| (県) | 山城 政利 | 長野県 環境部 自然保護課 課長補佐兼自然公園整備係長 |
| | 長崎 宏昭 | 長野県 松本建設事務所 計画調査課 課長補佐 |
| | 寺内 貴美子 | 長野県 県民文化部 文化振興課 文化財係 指導主事 |

委員数 16名

報告第 9 号

窪田空穂記念館運営委員会委員の委嘱について

1 趣旨

窪田空穂記念館運営委員会委員の異動に伴い、後任委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

2 同委員会の主な所掌事項

- (1) 資料の収集、整理・保存、展示に関すること
- (2) 記念館の運営に関し、教育委員会が必要と認める事項

3 退任者

- (1) 萩原 良治 (松本市和田公民館館長)
- (2) 高野 毅 (松本市校長会会長・旭町小学校校長)

4 委嘱者

- (1) 窪田 潔 (松本市和田公民館館長)
- (2) 中川 満英 (松本市校長会会長・鉢盛中学校校長)

5 委嘱者名簿

別紙名簿のとおり

6 委嘱期間

令和7年4月30日まで(前任者の残任期間)

7 根拠条例(抜粋)

窪田空穂記念館運営委員会設置要綱
(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 歌壇関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 地元関係者

- (4) 記念館創立協力者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 その他

令和6年5月に、令和6年度第1回運営委員会を開催します。

| | |
|----|---------|
| 担当 | 博物館 |
| 館長 | 加藤 孝 |
| 電話 | 37-1150 |



学都松本へ

この家と共に古^ふりつつ高野^{ふたもも}楨二百とせの深みどりかも

—歌人・国文学者、窪田^{くぼたうつほ}空穂のふるさととは文学の香り漂う空間です。



「学都松本」

窪田空穂記念館運営委員会委員名簿

(50音順)

<任期:令和7年4月30日まで>

| 氏名 | 役職・職業等 | 選出区分 | 備考 |
|--------|-----------------------------|--------------------------------|----|
| 赤羽 秀明 | 芝沢小学校校長 | 学識経験者 | |
| 大澤 秀夫 | 鈴蘭幼稚園理事長 前日本キリスト協会松本教会牧師 | 学識経験者 | |
| 大下 一真 | 歌人 空穂会（会長） | 歌壇関係者 | |
| 折井 理智子 | 茶道教授（裏千家） | 学識経験者 | |
| 窪田 潔 | 松本市和田公民館館長 | 地元関係者 | 新規 |
| 窪田 武夫 | | 記念館設立協力者 （血縁者・生家提供） | |
| 三枝 浩樹 | 歌人 空穂会（幹事） | 歌壇関係者 | |
| 中川 満英 | 松本市校長会会長 （鉢盛中学校長） | 学識経験者 | 新規 |
| 三ツ井 夏月 | 信州大学職員 （信大競技かるたサークルOG） | 教育委員会が必要 と認める者（百人 一首協力者） | |

周知事項 1

令和6年度博物館パスポートの配布について

1 趣旨

市内の博物館施設の紹介と利用向上を目的に、民間類似施設の協力を得て、原則入館無料となる博物館パスポートを配布することについて周知するものです。

2 博物館パスポートの対象施設（計22施設）及び観覧料割引内容

(1) 無料

松本市立博物館本館・分館（計16館）、国宝松本城天守、松本市教育文化センター（プラネタリウム）、梓川アカデミア館、日本浮世絵博物館

(2) 割引

康花美術館、東洋計量史資料館

3 博物館パスポートの種類

(1) 小・中学生親子パスポート（平成8年度から配布）

ア 児童・生徒1名と付添いの大人1名を対象

イ 市内小中学校全校計70校に配布

ウ 有効期限 令和7年（2025年）5月31日まで

エ 配布予定枚数 約22,000枚

(2) 転入世帯パスポート（平成11年度から配布）

ア 松本市転入世帯を対象

イ 市民課及び20支所・出張所にて転入手続きの際に通年配布

ウ 有効期限 転入時から1年間有効

4 パスポート見本

別紙資料のとおり

5 その他

松本地域の大学（4校）及び市内専門学校（10校）の新入生については、窓口での学生証等の提示により博物館パスポートと同様の扱いとする旨を案内しています。（令和7年3月31日まで）

担当 博物館
館長 加藤 孝
電話 37-1150

本知し 松本 博物館

博物館パスポート

Passport

小・中学生親子

利用期間：令和7年5月31日まで有効

松本市・松本市教育委員会



利用案内

- ※1 このパスポートを受付で提示いただくと、①～⑭の施設は無料で、⑯⑰は表記の観覧料をご覧ください。特別展は別途。
- ※2 国宝旧開智学校校舎は、耐震工事等のため令和6年秋まで休館予定です。松本市旧司祭館は、通常通り開館しています。
- ※3 年末年始の開館は各施設で異なります。また、諸事情により休館日の変更や臨時休館を行う場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。
- ※4 小・中学生1名と保護者1名までご利用いただけます。（大人のみではご利用いただけません。）

キリトリ線

3 まつもと みんげい かん
松本民芸館
民芸品の美しさに出会えます



休館日：月曜日
（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）

☎33-1569 バス「松本民芸館」下車

4 きゅうやま べがっこう こうしゃ
旧山辺学校校舎
八角塔のある和洋折衷校舎



休館日：12月～2月 平日
3月～11月 月曜日
（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）

☎32-7602 松本駅から車で15分

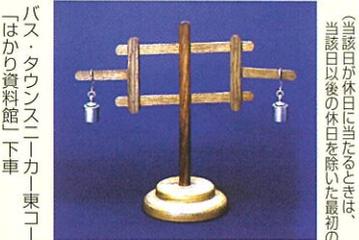
5 まつもと しりつこうこはくぶつ かん
松本市立考古博物館
松本の古代にタイムスリップ



休館日：12月～2月 平日
3月～11月 月曜日
（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）

☎86-4710 松本駅から車で20分

6 まつもと しりょうかん
松本市はかり資料館
昭和がよみがえる、土蔵づくりの資料館



休館日：月曜日
（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）

バス・タウンズニーカー「はかり資料館」下車
☎36-1191

7 きゅうせい こうとうがっこう きねん かん
旧制高等学校記念館
「どくとるマンボウ青春記」の舞台



休館日：月曜日
（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）

バス・タウンズニーカー 東コース「旧松本高校」下車
☎35-6226

8 くぼ たうつ ぼ きねん かん
窪田空穂記念館
郷土が生んだ歌人・国文学者



休館日：12月～2月 平日
3月～11月 月曜日
（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）

☎48-3440 バス「和田町郵便局」下車

9 じゅうようぶん かざい ぼ げ じゅうたく
重要文化財 馬場家住宅
やまふところの古屋敷



休館日：月曜日
（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）

☎85-5070 バス「寿台東口」下車 徒歩15分

10 まつもと しれきし さと
松本市歴史の里
（重要文化財旧松本区裁判所庁舎等）
信州松本の近代の歩みと文化を伝えるたても野の野外博物館



休館日：月曜日
（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）

☎47-4515 バス「浮世絵博物館・歴史の里」下車

11 まつもと し とけい はくぶつ かん
松本市時計博物館
世界の古時計が今も時を刻みます



休館日：月曜日
（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）

バス・タウンズニーカー「大手門駐車場」下車
☎36-0969

12 まつもと し やま しぜん はくぶつ かん
松本市山と自然博物館
岳都松本の四季と自然を伝えます



休館日：月曜日
（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）

バス「アルルス公園」下車
☎38-0012

13 まつもと し し が か せき かん
松本市四賀化石館
世界最古のマッコウクジラに出会えます



休館日：12月～2月 平日
3月～11月 月曜日
（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）

☎64-3900 バス「化石館」下車

14 まつもと し たかはし げ じゅうたく
松本市高橋家住宅
松本城下に残る数少ない武家住宅

休館日：12月～2月 月曜日～土曜日
3月～11月 平日

☎33-1818 バス・タウンズニーカー北コース「旧開智学校」下車

16 こくほう まつもと じょう
国宝 松本城
現存する日本最古の五重六階天守

☎32-2902 バス・タウンズニーカー 北コース「松本城・市役所前」下車

18 あずさがわ かん
梓川アカデミア館
文化の発信、芸術との出会いの場

休館日：月曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）

☎78-5000 松本駅から車で20分

20 やすか
康花美術館 若き作家が描く幻想と詩の世界

休館日：4月～11月 月曜日～木曜日 / 2月～3月 全日
12月～1月 月曜日～金曜日

観覧料：大人400円、小・中学生250円 高校生以下無料

☎31-0320 バス「安原町」下車

15 まつもと し あづみ しりょうかん
松本市安曇資料館
「榎の村」からの歩みを伝えます

休館日：12月～4月 全日、5月～11月 平日

☎94-2134 バス「水殿ダム」下車

17 まつもと し きょういふん かん
松本市教育文化センター
プラネタリウム

休館日：月曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）

☎32-7600 松本駅から車で15分

19 にほん うきよ え はくぶつ かん
日本浮世絵博物館
江戸時代にタイムスリップ

休館日：月曜日（月曜祝日の場合は開館、その翌日休館）

☎47-4440 バス「浮世絵博物館・歴史の里」下車

21 とうよう けいりょうし しりょうかん
東洋計量史資料館
日本最大の計量資料館、みどころがたくさん

休館日：月曜日、12月～2月

観覧料：大人400円、小・中学生100円

予約制 ☎080-9741-3795
バス・タウンズニーカー 南コース「栄町公民館」下車

各施設の受付でこの券を提示してください。

【利用できる施設】

松本市立博物館(特別展は別途) 国宝旧開智学校校舎(令和6年秋まで休館)
 松本市民芸館 旧山辺学校校舎 松本市立考古博物館 松本市はかり資料館
 旧制高等学校記念館 窪田空穂記念館 重要文化財馬場家住宅
 松本市歴史の里 松本市時計博物館 松本市山と自然博物館
 松本市四賀化石館 国宝松本城 松本市教育文化センター プラネタリウム
 梓川アカデミア館 日本浮世絵博物館 康花美術館 東洋計史資料館

※松本市旧司祭館、松本市高橋家住宅、松本市安曇資料館は料金無料です。

※康花美術館、東洋計史資料館は、割引料金となります。

※小・中学生1名と保護者1名までご利用いただけます。(大人のみではご利用いただけません)

問合せ先 松本市立博物館 ☎32-0133



松本まるごと博物館案内図

- ご利用にあたっては、休館日にご注意ください。
- 展示内容など詳しいことは、各施設にお問い合わせください。
- この優待券の利用についてのお問い合わせは…

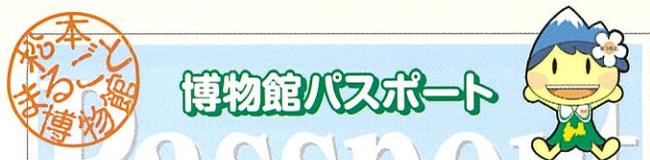
松本市立博物館 (☎32-0133) までどうぞ。

e-mail: mcmuse@city.matsumoto.lg.jp

URL <http://www.matsu-haku.com/>



▲印の施設は常時無料で入館できます。



博物館パスポート

転入世帯

転入日から1年間有効 転入日 年 月 日

松本市・松本市教育委員会

利用案内

学都松本へようこそ

- ※1 このパスポートを受付で提示いただくと、①～⑭の施設は無料で、⑯⑰は表記の観覧料でご覧いただけます。特別展は別途。
- ※2 国宝旧開智学校校舎は、耐震工事等のため令和6年秋まで休館予定です。松本市旧司祭館は、通常通り開館しています。
- ※3 年末年始の開館は各施設で異なります。また、諸事情により休館日の変更や臨時休館を行う場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。
- ※4 同一世帯員のみご利用いただけます。

キリトリ線

3 松本民芸館

民芸品の美しさに出会えます



休館日・月曜日
(当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)

☎33-1569 バス「松本民芸館」下車

4 旧山辺学校校舎

八角塔のある和洋折衷校舎



休館日・12月～2月 平日
 3月～11月 月曜日
(当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)

☎32-7602 松本駅から車で15分

5 松本市立考古博物館

松本の古代にタイムスリップ



休館日・12月～2月 平日
 3月～11月 月曜日
(当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)

☎86-4710 松本駅から車で20分

6 松本市はかり資料館

昭和がよみがえる、土蔵づくりの資料館



休館日・月曜日
(当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)

バス・タウンズニーカー東コース
 「はかり資料館」下車

☎36-1191

7 旧制高等学校記念館

「どくとるマンボウ青春記」の舞台



休館日・月曜日
(当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)

バス・タウンズニーカー東コース「旧松本高校」下車

☎35-6226

8 窪田空穂記念館

郷土が生んだ歌人・国文学者



休館日・12月～2月 平日
 3月～11月 月曜日
(当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)

☎48-3440 バス「和町郵便局」下車

9 重要文化財 馬場家住宅

やまふところの古屋敷



休館日・月曜日
(当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)

☎85-5070 バス「寿台東口」下車 徒歩15分

10 松本市歴史の里

(重要文化財旧松本区裁判所庁舎等)
 信州松本の近代の歩みと文化を伝えるたても野博物館



休館日・月曜日
(当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)

☎47-4515
 バス「浮世絵博物館・歴史の里」下車

11 松本市時計博物館

世界の古時計が今も時を刻みます



休館日・月曜日
(当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)

バス・タウンズニーカー東コース
 「大手門駐車場」下車

☎36-0969

12 松本市山と自然博物館

岳都松本の四季と自然を伝えます



休館日・月曜日
(当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)

バス
 「アルフス公園」下車

☎38-0012

13 松本市四賀化石館

世界最古のマッコウクジラに出会えます



休館日・12月～2月 平日
 3月～11月 月曜日
(当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)

☎64-3900 バス「化石館」下車

14 松本市高橋家住宅

松本城下に残る数少ない武家住宅

休館日・12月～2月 月曜日～土曜日
 3月～11月 平日

☎33-1818 バス・タウンズニーカー北コース
 「旧開智学校」下車

16 国宝 松本城

現存する日本最古の五重六階天守

☎32-2902 バス・タウンズニーカー北コース
 「松本城・市役所前」下車

18 梓川アカデミア館

文化の発信、芸術との出会いの場

休館日・月曜日 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)

☎78-5000 松本駅から車で20分

20 康花美術館

若き作家が描く幻想と詩の世界

休館日・4月～11月 月曜日～木曜日 / 2月～3月 全日
 12月～1月 月曜日～金曜日

観覧料：大人400円 (県内の学生250円) 高校生以下無料

☎31-0320 バス「安原町」下車

15 松本市安曇資料館

「杣の村」からの歩みを伝えます

休館日・12月～4月 全日、5月～11月 平日

☎94-2134 バス「水殿ダム」下車

17 松本市教育文化センター プラネタリウム

休館日・月曜日 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)

☎32-7600 松本駅から車で15分

19 日本浮世絵博物館

江戸時代にタイムスリップ

休館日・月曜日 (月曜日の場合は開館、その翌日休館)

☎47-4440
 バス「浮世絵博物館・歴史の里」下車

各施設の受付でこの券を提示してください。

[利用できる施設]

松本市立博物館(特別展は別途) 国宝旧開智学校校舎(令和6年秋まで休館)
 松本民芸館 旧山辺学校校舎 松本市立考古博物館 松本市はかり資料館
 旧制高等学校記念館 窪田空穂記念館 重要文化財馬場家住宅
 松本市歴史の里 松本市時計博物館 松本市山と自然博物館
 松本市四賀化石館 国宝松本城 松本市教育文化センター プラネタリウム
 梓川アカデミア館 日本浮世絵博物館 康花美術館 東洋計量史資料館

※松本市旧司祭館、松本市高橋家住宅、松本市安曇資料館は料金無料です。
 ※康花美術館、東洋計量史資料館は、割引料金となります。
 ※同一世帯員のみご利用いただけます。

問合せ先 松本市立博物館 ☎32-0133



松本まるごと博物館案内図

- ご利用にあたっては、休館日にご注意ください。
- 展示内容など詳しいことは、各施設にお問い合わせください。
- この優待券の利用についてのお問い合わせは…

松本市立博物館 (☎32-0133) までどうぞ。

e-mail: mcmuse@city.matsumoto.lg.jp
 URL: http://www.matsu-haku.com/



▲印の施設は常時無料で入館できます。

進級・卒業に伴う ICT 端末保存データの保存の検討について(提案)

提出日 令和6年4月24日

提出者 教育委員 福澤崇浩

表題の件、令和6年度末からの対応について、検討をいただきたく提案いたします。

- (1) 現状
進級や進学にあたり、ICT 端末を利用して作ったデータや撮影した写真などを全消去している。
- (2) 問題点・課題
学習の成果物として残す認識や残せる方法が確立していない。
端末で作成したデータを保存や引継ができれば良いが、現状では紙への出力等アナログな方法しかない。
- (3) 原因
 - ・データの扱いについて明確な決まりがないこと。
 - ・現場において、消去が普通に行われており、疑問に感じていないこと。
 - ・保護者は子どもが ICT 端末を利用した学習をどの程度行っているか認識できていないこと。
- (4) 検討事項
 - ・県や国の方針の確認
 - ・他の事例収集
 - ・データを教育委員会の管理するアカウント外へ出力することの可否（技術面、コンプライアンス面等）
 - ・保存する場合の方法

教育委員会 教育委員 殿



2024年3月12日

日本出版労働組合連合会
教科書対策部
部長 小森 浩二



2024年度における公正な教科書採択のために（陳情）

【陳情書の趣旨】

日頃の教育への貢献に敬意を表します。

貴職におかれましては、2024年度の中学校教科書採択に向けて、採択要綱の作成に取り組まれていることと存じます。つきましては採択過程の改善について陳情いたします。私たちの本意を真摯に受け止め、2024年度の教科書採択要綱に取り入れていただくよう強く要望いたします。

主なポイントは次のとおりです。

- 1、教科書採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること。
- 2、実際に教科書を使用する教員の意見を最大限尊重すること。
- 3、調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること。
- 4、採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと。
- 5、法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること。

【本件連絡先】

日本出版労働組合連合会 教科書対策部
(担当：副部長 住田治人)
〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2F
Tel.03-3816-2911 Fax.03-3816-2980
sumi@syuppan.net

【陳情書】2024(令和6)年度の教科書採択は、以下の内容を取り入れて実施すること

1、教科書採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること

- (1)採択を決定する教育委員会をはじめ、調査研究委員会、選定委員会等を公開で行うこと。
- (2)上記の場合において、希望者が全員傍聴できるよう、最大限の努力を行うこと。傍聴者が会場に入りきれない場合は別会場を用意して審議内容の中継する、インターネットによる同時動画配信を行うなどの工夫を行うこと。
- (3)教科書発行者名は「A社」「B社」などとせず、実名を出して審議すること。
- (4)採択に関係するすべての文書（教育委員会の会議録、調査研究委員会の調査研究報告書、選定委員会等の選定理由書など）は会議後、9月1日を待つことなく、可及的速やかに公開すること。

2、実際に教科書を使用する学校および教員の意見を最大限尊重すること

- (1)見本本の回覧については学校に留置される日数を十分確保し、教員（非常勤講師、免許外教員等を含む。以下同）が勤務校で調査研究できるよう保障すること。
- (2)教員が勤務時間内に展示会に行く場合は職免扱いとし、不利益扱いをしないこと。
- (3)学校票を実施して、教員が採択を希望する教科書が明示されるようにするとともに、その意向は教育委員会による採択の際に、最大限尊重すること。

3、調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること

- (1)調査研究委員会および選定審議会（委員会）に、学校の管理職だけでなく、実際に教科書を使って授業を行う教員を適切な人数配置し、その意見を報告書に反映すること。
- (2)調査研究報告書に、採択地区内の各学校の意向を記載すること。選定審議会（委員会）はその意向を最大限尊重して選定理由書を作成すること。
- (3)採択地区内の保護者・住民から公募により委員を委嘱すること。その際、文書による審査及び面接を行うなど、客観的で公正な基準を設け、それを事前に公表すること。

4、採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと

- (1)教育委員会で採択の決定を行う際は、調査研究委員会及び選定審議会（委員会）の報告に示された選定・推薦を尊重し、それらに特段の問題のないかぎり、これに反する決定は行わないこと。
- (2)これらとは異なる決定を行う場合は、その理由を表明すること。
- (3)は1種ごとに、挙手等、各委員の意思が明示的に表示される方式で行い、無記名投票は行わないこと。

5、法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること

- (1)法定展示会
 - ①できるだけ多くの保護者、住民等の閲覧を可能にするため、公民館等の閉館時間（おおむね午後9時）程度まで開催すること。
 - ②土・日曜日および祝日も開催すること。
 - ③会場にアンケート用紙を設置して保護者、住民等の意見を聴取し、教育委員会に報告すること。
- (2)法定展示会以外の展示会
 - ①保護者・住民等が教科書内容を知ることができるようにするため、法定展示以外にも独自の展示を行うこと。
 - ②開催日およびアンケートについては、法定展示同様とすること。
 - ③採択終了後も住民が容易にアクセスできる場所で通年展示を行うこと。

以上